

---

種 別： 論説

タイトル： 平時における軌道上人工衛星の保護

著 者： 石井 由梨佳

所 収： 『上智法学論集』第 69 卷 3-4 合併号（令和 8 年 3 月）1-46 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 論 説

---

# 平時における軌道上人工衛星の保護

石井 由梨佳

---

### 第1節 問題の所在

#### 第1項 衛星攻撃能力の向上と関連規則の不備

#### 第2項 本稿の課題

### 第2節 予備的検討

#### 第1項 適用可能な国際法規則

#### 第2項 主要国の方針

### 第3節 国連憲章2条4項下における武力の行使とその威嚇

#### 第1項 武力の行使

#### 第2項 武力の威嚇

#### 第3項 小括

### 第4節 保安措置に伴う実力の行使

#### 第1項 国際法上の正当化根拠の欠如

#### 第2項 安全区域の設定

### 第5節 結論

## 第1節 問題の所在

### 第1項 衛星攻撃能力の向上と関連規則の不備

平時において宇宙空間にある人工衛星（衛星）に対する力の行使——すなわち何らかの人為的な手段で衛星の機能を阻害したり、その行動を妨害したり、あるいは衛星本体を損壊する等の行為——は、国際法上どのように評価されるか。

衛星に対する妨害や破壊を行う衛星攻撃（ASAT）兵器は、1950年代よ

り、衛星そのものの開発とともに進められてきた<sup>(1)</sup>。今日、米国、ロシア、中国、インドがキネティックな衛星攻撃能力を有している。さらに近年では、ロシアのCOSMOS2553号やCOSMOS2588号<sup>(2)</sup>、中国のShijian-21号<sup>(3)</sup>やShijian-25号<sup>(4)</sup>など、他の衛星への攻撃能力を持つ衛星の打上げや実証実験がなされたことや、両国の衛星がその意図を示すことなく他国の衛星

- 
- (1) ASAT兵器には、軌道上の他の衛星が攻撃を行う場合 (co-orbital ASATs) と、直接上昇型ミサイルによる衛星破壊攻撃 (direct-ascent ASATs, DA-ASATs) が含まれる。青木節子「宇宙利用上の脅威と日本の対応」防衛研究所『平成27年度安全保障国際シンポジウム 宇宙安全保障—諸外国の動向と日本の取組み』(2016年) 109-119頁参照。宇宙空間の軍事的利用とそれによって変化する安全保障のあり方に関しては、鈴木一人「宇宙空間の軍事的重要性の高まりと宇宙安全保障」『国際安全保障』41巻1号(2013年) 44-59頁参照。近年の宇宙の軍事利用については高橋杉雄「『新領域』と日本の安全保障」令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業『安全保障政策のボトムアップレビュー (令和元年度 安保研究会)』99頁(日本国際問題研究所、2020年) <[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01\\_BottomUpReview/BottomUpReview-sec08.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01_BottomUpReview/BottomUpReview-sec08.pdf)>。各国の対宇宙能力については、次の報告書も参照。Secure World Foundation, *Global Counterspace Capabilities: An Open Source Assessment* (2025) <<https://www.swfound.org/publications-and-reports/2025-global-counterspace-capabilities-report>>。
  - (2) COSMOS 2588号は米国の衛星USA338と同じ軌道に打ち上げられており、衛星に接近していることが報じられている。Berfin Deniz Çabuk, 'Shadows in Orbit: Unpacking the COSMOS 2588 Amidst Legal Uncertainty' (*Articles of War*, 1 July 2025) <[https://lieber.westpoint.edu/shadows-orbit-unpacking-cosmos-2588-legal-uncertainty-space/Cosmos 2588](https://lieber.westpoint.edu/shadows-orbit-unpacking-cosmos-2588-legal-uncertainty-space/Cosmos%202588)>。
  - (3) 2022年、Shijian-21が機能しなくなった中国の衛星を静止軌道の外にまで引く張っていったことが知られている。Department of Defense, *Space Policy Review and Strategy on Protection of Satellites* (September 2023) <<https://media.defense.gov/2023/Sep/14/2003301146/-1/-1/0/COMPREHENSIVE-REPORT-FOR-RELEASE.PDF>>; Center for Strategic & International Studies, *Space Threat Assessment 2022*, 24 <<https://www.csis.org/analysis/space-threat-assessment-2022>>; Andrew Jones, 'China's Shijian-21 towed dead satellite to a high graveyard orbit' *SpaceNews* (27 January 2022) <<https://spacenews.com/chinas-shijian-21-spacecraft-docked-with-and-towed-a-dead-satellite/>>。また、2008年以来中国がRPOの実証実験を行なっていることについては、Victoria Samson and Kathleen Brett, 'Chinese Military and Intelligence Rendezvous and Proximity Operations: Fact Sheet' (Secure World Foundation 2025) <<https://www.swfound.org/publications-and-reports/chinese-military-and-intelligence-rendezvous-and-proximity-operations-fact-sheet>>。
  - (4) Andrew Jones, 'China launches Shijian-25 satellite to test on-orbit refuelling and mission extension technologies' *SpaceNews* (6 January 2025) <<https://spacenews.com/china-launches-shijian-25-satellite-to-test-on-orbit-refueling-and-mission-extension-technologies/>>。

に異常接近したことが報道されている<sup>(5)</sup>。

衛星に対する妨害や破壊が、地上における様々な活動に影響を及ぼすことは言を俟たない。民間航空機や商船のナビゲーションから、軍の指揮統制通信や誘導兵器の利用まで、衛星は通信インフラの基盤を成しているためである。そこで各国はこのような脅威への対抗策を打ち出している<sup>(6)</sup>。もっとも、冒頭の問いについては各国の立場が示されていないことも多く、議論が収斂しているとは言い難い。そこで本稿は、この問題を既存の国際法に照らして検討することを目的とする。

## 第2項 本稿の課題

### (1) 宇宙法構造の特質

宇宙空間における力の行使については、第1に、宇宙空間においてのみ適用される特別法がある。しかし、第2節第1項で指摘するように、宇宙空間における衛星への力の行使に関しては包括的な規則が確立していない。

また、宇宙活動を規律する法の構造も考慮する必要がある。宇宙法体系は領域性を基礎としておらず<sup>(7)</sup>、宇宙物体に国籍を付与する制度は存在しない<sup>(8)</sup>。宇宙条約8条が定めるように、衛星が宇宙空間にある間は、登録国が

(5) 例えば、2015年、ロシアの衛星ルーチ（Luci）が米国のインテルサット衛星に異常接近したことが報じられた。Mike Gruss, 'Russian Satellite Maneuvers, Silence Worry Intelsat' (9 October 2015) SpaceNews <<https://spacenews.com/russian-satellite-maneuvers-silence-worry-intelsat/>>. また、中国の Shijian-21 号が米国の静止軌道監視衛星 USA270 と USA271 の近くで活動したことが報じられている。Sandra Erwin, 'China's orbital maneuvers blur the line between peaceful and provocative', SpaceNews (10 July 2025) <<https://spacenews.com/chinas-orbital-maneuvers-blur-the-line-between-peaceful-and-provocative/>>.

(6) 第2節第2項参照。また、福島康仁「宇宙は軍事的に『普通』の領域とみなされ始めたのか—宇宙利用の妨害に関する取り組みの対外公表状況を手掛かりとして—」『安全保障戦略研究』第5巻第2号、2025年、95-114頁参照。

(7) 宇宙法が領域以外の基準をもとにして形成されてきたという指摘については、山本草二『宇宙通信の国際法』（有信堂、1967年）54頁。また、宇宙法を空間に基づいてではなく機能的に捉えるアプローチについては、Stephan Hobe and Kuwan-Wei Chen, 'Legal Status of Outer Space and Celestial Bodies' in Ram S Jakhu and Paul Stephen Dempsey (eds), *Routledge Handbook of Space Law* (2017) 25-41.

(8) 青木節子「宇宙物体の『国籍』」国際法研究9号（2021年）1-21頁。

管轄権と管理権を有するにとどまる。このように衛星と国家との紐帯が登録しかないことは、とりわけ攻撃が発生した際にどの国を被害国とみなすのかという判断を難しくする要因となる。

第2に、別段の定めがなければ、宇宙空間でも地上で確立された国際法が妥当する<sup>(9)</sup>。他方で、地上と宇宙空間では環境が全く異なるため、具体的な法規則がどのように宇宙空間に適用されるのかを検討する必要がある。

まず、宇宙特有の物理的状況が法適用においてどのような含意を持つかが問題となる。宇宙空間には空気抵抗がなく、軌道上の物体は高速で周回するため、衛星の位置を地上のように区画化して捉えることには実質的な意味がない。また、ある衛星に対する攻撃がデブリを発生させ、その破片が第3国の宇宙物体に危険を及ぼす可能性もある。これらは地上における3次元空間では想定し得ない事象である。

次に、衛星利用の在り方にも特徴がある。衛星は複数国が異なる用途で同時に利用していることが多い。また、衛星の運用目的や利用者の意図は必ずしも外部から明確に把握できない。攻撃主体をどのように特定するかも課題となる。特に、ジャミングやスプーフィングといった電子的対宇宙能力は、サイバー攻撃以上に帰属の特定が困難である。このように、宇宙空間では地上と違って国家領域に基づいて権限を配分することはできない。

これらの問題を共通して難しくしているのは、宇宙空間において国を体現するものが何かについて確立した見解がないことである。もっとも、同じことは他のドメインにおける力の行使の規律に関しても妥当する。そして、海域にせよ、空域にせよ、サイバー空間にせよ、国家実践の蓄積を踏まえて空間の特性を踏まえた力の行使に関する規則形成がなされている<sup>(10)</sup>。宇宙についてもどのように国際法規範が適用されるかが検討されなくてはならない。

---

(9) Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and other Celestial Bodies [Outer Space Treaty] (adopted 27 January 1967, entered into force 10 October 1967) 610 UNTS 205, Article 3.

(10) 例えば海域においては、領海外における民間商船への攻撃が自国への武力攻撃を構成するかが問題となっている。この点については、2023年の紅海危機の文脈において一部検討した。石井由梨佳「船舶を防護する権利—紅海危機における各国の対応を手がかりに」『国際問題』722号（2024年）50-63頁参照。

## (2) 本稿の射程と構成

以上を踏まえ、本稿では以下の手順で冒頭の問いに答える。まず、予備的検討として適用可能な国際法規則を整理し（第2節1項）、日本を含めた主要な宇宙活動国が宇宙防衛についてどのような方針をとっているかを示す（同2項）。次に、宇宙物体における力の行使が、国連憲章2条4項上禁止される武力の行使、あるいは威嚇と評価される基準を検討する（第3節）。さらに、保安措置に伴う実力の行使が可能か、またそのための安全区域を設定することができるかを検討する（第4節）。

本稿は力の行使の規律全般を対象とする。宇宙システムに対する脅威、挑発、障害、攻撃行為には様々なものがある<sup>(11)</sup>。その狙いは宇宙システムを標的として捉える能力を妨げたり、攻撃兵器を直接迎撃したりする能力を運用したり、軌道上のアセットを機動することによって相手を混乱、圧倒したり、標的捕捉システムを損壊したりなど、多岐にわたる。

それらの措置による損壊の程度や可逆性は事案に応じて異なるし、その態様については様々な評価分析がなされてはいるが、本稿の関心からは次のように整理できる。

まず、そのような行為が不可逆的な損害を与えるかである。そのような損害を与えない一時的かつ回復可能な行為としては、主にサイバー攻撃や通信信号や測位信号に対する妨害がある。例えば、ジャミング（通信妨害）およびスプーフィング（偽信号送信）などである。なお、このような攻撃は地上局を経由して行うことが一般的である。また、物理的な損壊を伴わないもの

(11) 森聡「米中による宇宙ドメインの軍事利用と日本の課題」令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業『安全保障政策のボトムアップレビュー』（令和元年度・安保研究会）（日本国際問題研究所、2019年）<[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01\\_BottomUpReview/BottomUpReview-sec09.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01_BottomUpReview/BottomUpReview-sec09.pdf)>; U.S. Department of Defense, Office of the Assistant Secretary of Defense for Homeland Defense and Global Security, Space Domain Mission Assurance: A Resilience Taxonomy, September 2015, pp.3-8. 具体的な力の行使の適法性を検討するものとして、Erin Pobjie, 'Cosmic Force: A Framework for Applying the Prohibition of the Use of Force in Outer Space' (2025) 106 International Legal Studies 415, 448. 特に衛星に対するサイバー攻撃事案に適用される国際法規則を検討するものとして、青木節子「宇宙資産に対するサイバー攻撃に適用可能な国際法の検討」『国際法外交雑誌』115巻4号（2017年）357頁。

(ノン・キネティック攻撃)として、衛星の機能を直接的に阻害する機能的妨害がある。例えば、レーザー光線や高出力のマイクロ波を用いて衛星の光学センサーや通信機器を無力化するなどである。また核兵器を宇宙空間で爆発させ、電磁パルスによって衛星に害を与える場合もこれに含まれる。これらが可逆的かは行為の程度による。不可逆的な損壊を与えるものとしては、衛星の一部または全体を物理的に破壊するもの(キネティック攻撃)がある。例えば、ミサイルによって衛星を破砕する場合や、軌道上の他の衛星が接近行動を経て、対象衛星を破壊したり無効化したりする場合である。

次に被害の対象物の位置である。本稿が想定する事案において、力の行使の対象となる宇宙システムには、宇宙(軌道上周回衛星等)、リンク(衛星と地上の関連施設や衛星同士を結ぶ電磁波)、地上セグメント(衛星管制施設等、地上の関連施設)が含まれる<sup>(12)</sup>。しかし、地上セグメントを攻撃する場合は宇宙システム以外の施設や設備を攻撃する場合と同じく評価できるので、本稿では宇宙空間に所在するシステムへの攻撃に焦点を絞る。

なお、本稿では衛星に対して力を行行使する局面のみを扱っており、違法性を阻却できるかは検討していない。また、国際人道法(*jus in bello*)に関わる論点は本稿の対象外である<sup>(13)</sup>。

## 第2節 予備的検討

### 第1項 適用可能な国際法規則

#### (1) 概要

検討に先立ち、適用可能な国際法規則、特に衛星攻撃兵器の規制と、力の行使の規律の概要を整理しておく。

既に述べたように、宇宙空間においては宇宙条約をはじめとした宇宙関連条約と、国連憲章をはじめとする武力規制法(*jus ad bellum*)に関する諸条約が妥当する。また、宇宙空間における力の規律に関する具体的な国家実行は

---

(12) 福島・前掲論文注(6)・97-98頁も参照。

(13) 国際武力紛争時における衛星保護については、石井由梨佳「国際的武力紛争における軌道上人工衛星の保護」『国際法外交雑誌』122巻48-75頁(2023)で検討した。

乏しい。しかし、本節第2項で検討するように、近年では関連する政府の指針や見解が公表されている。さらに、関連規則を明確にしようとする専門家会合による試みが既になされており、その成果として、2022年には「宇宙の軍事利用に適用される国際法に関するマッギル・マニュアル」(MILAMOS)の規則部分が<sup>(14)</sup>、2024年には「宇宙軍事活動・行動の国際法に関するウーメラ・マニュアル」(ウーメラ・マニュアル)が公表されている<sup>(15)</sup>。以上に加え、宇宙活動の特殊性に鑑みて武力規制法を再構築しようとする研究も出ている<sup>(16)</sup>。これらで提示されている基準は実証されているわけではないが、宇宙の特性を踏まえた検討の視角や多面的な考慮要素が示されている点で参考になる。

## (2) 衛星攻撃兵器の規制

まず衛星攻撃兵器の規制としては、宇宙条約4条がある。同条は「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体」を、地球軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと、他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを当事国に義務付ける。また、同条は「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止」することを定める。地球以外の天体軌道に通常兵器を配置することが、ここでの「軍事施設及び防備施設の設

---

(14) Ram Jakhu and Steven Freeland, *McGill Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space: Volume I - Rules* (2022) <<https://www.mcgill.ca/milamos/>>. なお、MILAMOS マニュアルの注解部分は、本稿執筆時点では公表されておらず、本稿では参照していない。

(15) Jack Beard, Dale Stephens and David A Koplou (eds), *The Woomera Manual on the International Law of Military Space Activities and Operations* (Oxford University Press 2024).

(16) Michael Schmitt, 'International Law and Military Operations in Space' (2006) 10 Max Planck Yearbook of United Nations Law 89; Hitoshi Nasu, 'Targeting a Satellite : Contrasting Considerations between the Jus Ad Bellum and the Jus in Bello', (2022) 99 International Legal Studies 142; Pobjie (n 11). 宇宙の軍事利用については、Fabio Tronchetti, 'Legal Aspects of the Military Uses of Outer Space' in Frans G Von Der Dunk (ed), *Handbook of Space Law* (Edward Elgar 2025). 自衛として ASAT 兵器を用いることの評価については、Chris O'Meara, 'Self-Defence in Outer Space: Anti-Satellite Weapons and the Jus Ad Bellum' [2025] *Leiden Journal of International Law* 1.

置」に該当すると解釈できるかは検討の余地がある<sup>(17)</sup>。

他方で、地球周回軌道については、大量破壊兵器の禁止以外について定めを置く条約はない。宇宙物体の多くが軍民両用 (dual use) である。例えばランデブー近接運用 (RPO) やロングアームによる衛星の捕獲は、衛星攻撃に用いることもできるし、地球軌道の環境保全のために期待が寄せられているデブリ除去に用いることもできる<sup>(18)</sup>。そのため、宇宙において兵器をカテゴリカルに定義することは難しい。ただし、一般的な兵器規制が宇宙空間においても妥当することはある<sup>(19)</sup>。

それから 1978 年以來、宇宙における軍備拡張を防止するための措置 (PAROS) について、宇宙の軍事利用に関わる規範形成が試みられている。その一例として 2002 年に中国とロシア等が共同で提案し<sup>(20)</sup>、その後 2008 年と 2014 年に改訂した、「宇宙空間における兵器の配置と使用の禁止を当事国に義務付ける条約」案 (PPWT 案) がある<sup>(21)</sup>。2014 年版において「宇宙に

---

(17) この点は、今後シスルナ空間における安全保障を構想する上で論点になると思われる。政策的検討としては、福島康仁＝八塚正晃「シスルナ安全保障—シスルナ空間における米中の活動と今後の論点—」『安全保障戦略研究』3 卷 2 号 (2023 年) <[https://www.nids.mod.go.jp/publication/security/pdf/2023/202303\\_01.pdf](https://www.nids.mod.go.jp/publication/security/pdf/2023/202303_01.pdf)> 参照。

(18) 石井由梨佳「宇宙デブリ除去に関する国際法上の評価」『空法』62 卷 (2022 年) 6891-6910 頁で、デブリ除去技術が軍民両用であることから、それが軍事目的で使用される懸念が各国間にあることを指摘した。

(19) この点を含め、「宇宙兵器」の規律全般については、William Boothby, 'Space Weapons and the Law' (2017) 93 *International Legal Studies* 179.

(20) Possible elements for a future international legal agreement on the prevention of the deployment of weapons in outer space, the threat or use of force against outer space objects (China; Russian Federation; Viet Nam; Indonesia; Belarus; Zimbabwe; Syrian Arab Republic) CD/1679 <<https://digitallibrary.un.org/record/473291?ln=en&v=pdf>>. なお、中国が 2001 年に最初の案を提出している。CD/1645 <<https://docs.un.org/en/cd/1645>>.

(21) Treaty on the Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space, the Threat or Use of Force against Outer Space Objects, Draft <[https://docs-library.unoda.org/Conference\\_on\\_Disarmament\\_\(2014\)/1319%2BRussian%2BFederation%2BDraft%2BUpdated%2BPPWT%2B.pdf](https://docs-library.unoda.org/Conference_on_Disarmament_(2014)/1319%2BRussian%2BFederation%2BDraft%2BUpdated%2BPPWT%2B.pdf)>. 経緯や提案の詳細な分析については、青木節子「宇宙兵器配置防止等をめざす口中共同提案の検討」『国際情勢』80 号 (2010 年) 361-376 頁参照。また、2014 年に提出された改訂版の説明として、Explanatory Note <[https://docs-library.unoda.org/Conference\\_on\\_Disarmament\\_\(2014\)/1319%2BRussian%2BFederation%2BExplanatory%2Bnote%2Bupdated%2Bdraft%2BPPWT.pdf](https://docs-library.unoda.org/Conference_on_Disarmament_(2014)/1319%2BRussian%2BFederation%2BExplanatory%2Bnote%2Bupdated%2Bdraft%2BPPWT.pdf)>.

おける兵器」(weapon in outer space)は、「宇宙空間の物体またはその構成要素であって、宇宙空間、地表、大気圏における物体の正常な機能を排除、損傷、または妨害するため、また物理の原理を用いて人類の生存に重要な人口や生物圏の構成要素を排除し、またはそれらに損害を与えるために作り替えられた(converted)もの」と定義されている<sup>(22)</sup>。しかしこの文書については米国、英国、日本等が宇宙活動を阻害しかねるもののだとして強く反対をし、条約としては採択されていない。

また、2024年にはPAROSに関する政府専門家会合において報告書が採択された<sup>(23)</sup>。しかし、「宇宙兵器」の定義についてはコンセンサスが得られなかった<sup>(24)</sup>。

さらに英国らの主導によって、宇宙の軍事利用をする場合でもそれが「責任ある行動」(responsible behaviours)でなければならないという提案がなされている。そして2025年以降、その提案も取り込む形で、国連でPAROSについてのオープンエンド会合が開催されている<sup>(25)</sup>。ただ、現時点においては具体的な成果は出していない。

なお、近年ではキネティックな衛星攻撃がデブリを多数放出することから、直接上昇型ASAT(DA-ASAT)については使用を自主的に控える動きがある。2022年に米国がDA-ASAT実験についてモラトリアムを宣言して以降、日本を含めた約40カ国がそれに続いた。また同年12月には国連総会でその旨を謳う決議が155カ国の賛成を得て採択された<sup>(26)</sup>。とはいえ、こ

---

(22) Draft (n 21) Article 1 (b).

(23) 経緯については Group of Governmental Experts on Further Practical Measures for the Prevention of an Arms Race in Outer Space A/79/364 <<http://meetings.unoda.org/gge-paros/group-of-governmental-experts-on-further-practical-measures-for-the-prevention-of-an-arms-race-in-outer-space-2023>>. 最終報告書は UN Secretary-General, Report of the Group of Governmental Experts on Further Practical Measures for the Prevention of an Arms Race in Outer Space UN Doc A/79/364 (20 September 2024) <<https://front.un-arm.org/wp-content/uploads/2025/02/n2427137.pdf>>.

(24) Ibid., 12, fn 7.

(25) United Nations Office for Disarmament Affairs, 'Open-ended Working Group on Prevention of an Arms Race in Outer Space (2025)' (UNODA Meetings) <<https://meetings.unoda.org/open-ended-working-group-on-prevention-of-an-arms-race-in-outer-space-2025>>.

の決議については中国やロシアの支持が得られていないことから、このモラトリアムが慣習国際法上の規則として確立しているとは言えない。そして、これらの宣言や総会決議も実戦において DA-ASAT の使用が禁止されるとはしていない。

### (3) 宇宙空間における力の行使の規律

次に、宇宙空間における力の行使について適用される諸規則として次のものがある。

第1に、対象となる衛星への攻撃は、国連憲章2条4項の規律に服する。同条項は国連加盟国が「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」ことを定める。同条項を含む武力規制法が宇宙空間においても適用されることに主な異論はない。宇宙条約3条は、当事国が国連憲章を含む国際法に従って活動することを義務付けている。また、国際司法裁判所（ICJ）は、国連憲章が「使用される武器の如何にかかわらず、あらゆる武力行使に適用される」ことを確認している<sup>(27)</sup>。なお2022年から2023年にかけて国連が開催した「宇宙における責任ある行動」に関するオープンエンド作業部会では、米国<sup>(28)</sup>、英国<sup>(29)</sup>、豪州<sup>(30)</sup>、フランス<sup>(31)</sup>、ドイツ<sup>(32)</sup>、オランダ<sup>(33)</sup>、ノ

---

(26) UNGA, Destructive direct-ascent anti-satellite missile testing, 12 December 2022, A/RES/77/41.

(27) *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons* [1996] ICJ Rep 226, 244, para 39.

(28) United States Mission to International Organizations in Geneva, 'U.S. Statement to the Open-Ended Working Group on Reducing Space Threats' (Geneva, 30 January 2023) <<https://geneva.usmission.gov/2023/01/30/us-statement-to-the-open-ended-working-group-on-reducing-space-threats/>>. なお、米国は1961年の時点で宇宙における国連憲章の適用を確認している。US Department of State, Office of the Historian, '374. Record of Action at the 502d Meeting of the National Security Council' in *Foreign Relations of the United States, 1961-1963, Volume XXV, Organization of Foreign Policy; Information Policy; United Nations; Scientific Matters* (Washington, 10 July 1962) <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1961-63v25/d374>>.

(29) United Kingdom, 'UK Working Paper for the UN Open Ended Working Group on Reducing Space Threats through Norms, Rules and Principles of Responsible Behaviours' (Working paper,

ルウェー<sup>(34)</sup>、カナダ<sup>(35)</sup>が憲章の適用を認めている。ただし、イランなどの一部の国は自衛についての規則は宇宙では適用されないという立場をとる。

第2に、仮にそのような力の行使が、憲章上の武力行使に当たらないとしても、保安措置 (security measures) として認められるかが問題となる。ここでの「保安措置」とは、安全保障のために国家がとる力の行使を指す。しかし宇宙条約を含む関連諸条約においては、ある衛星が脅威に晒された場合に、脅威の源となる他の衛星に対して力を行使することを正当化する明文規則はない。

---

Geneva, May 2022) <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/05/FINAL-space-threats-OEWG-UK-working-paper-FINAL.pdf>>.

- (30) Australia, 'Exchange of Views – Australian Statement – as Delivered on Tuesday 10 May 2022' (Statement to the Open-Ended Working Group on Reducing Space Threats, Geneva, 10 May 2022) <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/05/Day-2-Space-OEWG-Australian-statement-General-Exchange-of-Views-as-delivered.pdf>>.
- (31) France, 'International Legal Framework Applicable to Space' (Working document submitted to the OEWG for Reducing Space Threats through Norms, Rules and Principles of Responsible Behaviour, Geneva, May 2022) <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/05/2022-05-09-FRANCE-working-document-OEWG-2-legal-framework-EN.pdf>>.
- (32) Germany, 'Statement by Germany in the Open-Ended Working Group on Reducing Space Threats through Norms, Rules and Principles of Responsible Behaviours' (Geneva, 13 May 2022) <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/05/Statement-DEU-Space-13-05-2022.pdf>>.
- (33) Netherlands, 'Statement of the Kingdom of the Netherlands to the Second Session of the Open-Ended Working Group on Reducing Space Threats' (Geneva, 12–16 September 2022) <[https://docs-library.unoda.org/Open-Ended\\_Working\\_Group\\_on\\_Reducing\\_Space\\_Threats\\_%282022%29/Statement\\_of\\_the\\_Kingdom\\_of\\_the\\_Netherlands\\_to\\_the\\_second\\_session\\_of\\_the\\_OEWG\\_on\\_reducing\\_space\\_threats.pdf](https://docs-library.unoda.org/Open-Ended_Working_Group_on_Reducing_Space_Threats_%282022%29/Statement_of_the_Kingdom_of_the_Netherlands_to_the_second_session_of_the_OEWG_on_reducing_space_threats.pdf)>.
- (34) Norway, 'Statement by Norway to the Open-Ended Working Group on Reducing Space Threats through Norms, Rules and Principles of Responsible Behaviours' (Geneva, 10 May 2022) <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/07/2022-05-Norway-OEWG-space-innlegg-final.pdf>>.
- (35) Canada, 'Canada's Recommendations on Non-Binding Norms, Rules, and Principles of Responsible Behaviours' A/AC.294/2023/WP.8 (Working paper, 6 February 2023) <[https://docs-library.unoda.org/Open-Ended\\_Working\\_Group\\_on\\_Reducing\\_Space\\_Threats\\_-\\_%282022%29/EN\\_Canada\\_OEWG\\_Session\\_3\\_proposed\\_norms.pdf](https://docs-library.unoda.org/Open-Ended_Working_Group_on_Reducing_Space_Threats_-_%282022%29/EN_Canada_OEWG_Session_3_proposed_norms.pdf)>.

第3に、宇宙空間においても主権尊重原則や不干渉原則の適用はある<sup>(36)</sup>。不干渉原則は主権国家が「対外的な介入 (interference)」によらずして行動する権利を保障する<sup>(37)</sup>。また、宇宙空間では、宇宙条約が探査利用の自由と<sup>(38)</sup>、登録国の管轄権と管理権を認めている<sup>(39)</sup>。さらに、他国の通信を妨害する行為は万国通信連合 (ITU) 規則で禁止されている<sup>(40)</sup>。

第4に、宇宙空間における核兵器の実験は部分的核実験禁止条約に違反する<sup>(41)</sup>。また、兵器の利用が宇宙環境を改変しうるようなものであった場合、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約 (ENMOD) に違反しうる<sup>(42)</sup>。ただし、これらは極端な事態であり、今日懸念されている状況とは距離がある。

それから、衛星に具体的な障害をもたらすわけではないものの、安全保障上の脅威となる行為がある。例えば、他国の衛星に対する意図的な接近や追尾行動などである。このような行為は、透明性確保などの要請には反するし

---

(36) Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations (adopted 24 October 1970) UNGA Res 2625 (XXV).

(37) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v United States of America)* [1986] ICJ Reports 14, para 202.

(38) Outer Space Treaty, Article 1.

(39) *Ibid.*, Article 8.

(40) 全地球測位衛星システムの測位機能に対するジャミングとスプーフィング規制については、大河内美香「GNSSのジャミングと欺瞞の規制と国家責任の法構造——測位機能補償のための法的・技術的・軍事的観点から」青木節子他編『宇宙法の位相』（信山社、2025年）125頁参照。またこの問題に関するITU規制に関しては、高屋友里「衛星通信に対する有害な混信の禁止と宇宙安全保障—透明性・信頼醸成措置に着目して—」石井由梨佳編『安全保障 [情報法の未来を拓く：AI時代の新論点 第7巻]』（2024年）278頁参照。

(41) Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the Atmosphere, in Outer Space and Under Water (opened for signature 5 August 1963, entered into force 10 October 1963) 480 UNTS 43, Article 1 (1) (a).

(42) Convention on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques [ENMOD条約] (signed 10 Dec 1976, entered into force 5 Oct 1978) 1108 UNTS 151. ENMOD条約が宇宙空間において適用されるかについては、大沼和弘「ENMOD条約の宇宙空間への適用可能性に関する考察」『国際法研究』8号（2020年）73頁参照。

当該衛星の安定的な運用を阻害するであろうが、それ自体を禁止する規則はないと解される。ただし、宇宙条約9条が定める妥当な考慮義務に反する余地はある。

また、ある行為——例えば自国登録衛星に対する衛星破壊実験——が、宇宙空間に多数のスペースデブリを発生させることとなり、それが他国の衛星の活動を脅かすことがある。このような行為自体を禁止する実定法規則もないと解される。デブリ低減に関しては様々なフォーラムで指針が出ているが、いずれも法的拘束力はない。実際にも各国はデブリを発生させる実験を度々行っている。例えば直近では、2021年、ロシアは自国衛星のCOSMOS 1408号に直接上昇型ミサイルを当てるASAT実験を行った。この結果、地上480km程度の高度の低軌道に1500個以上のデブリが生じ、国際宇宙ステーション（ISS）が危険に晒された。他方で、日本を含む各国や北大西洋条約機構はそれを非難したが、国際法違反であるとはしなかった<sup>(43)</sup>。

なお、宇宙デブリの増加が深刻化しているため、今日ではキネティックなASAT兵器の使用は違法であるという見解もある。例えば、バイヤース（Michael Byers）とボレイ（Aaron Boley）は、2010年代以降の国家実践を詳細に検討し、キネティックな実験を行う国家もデブリを作り出すことが自由だとしているわけではないなどの理由から、そのようなASAT兵器の使用は許されないと主張している<sup>(44)</sup>。しかし、バイヤースらも記述しているように、実験に対する他国の評価において、そのような行為は無責任だとはされ

---

(43) 'NASA Administrator Statement on Russian ASAT Test' (NASA, 15 November 2021) <<https://www.nasa.gov/news-release/nasa-administrator-statement-on-russian-asat-test/>>; 'An Anti-Satellite Test Conducted by the Government of Russia (Statement by Press Secretary YOSHIDA Tomoyuki)' (Ministry of Foreign Affairs of Japan, 18 November 2021); 'Statement by the North Atlantic Council on the Recent Anti-Satellite Missile Test Conducted by the Russian Federation' (NATO, 19 November 2021) <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/2021/11/19/statement-by-the-north-atlantic-council-on-the-recent-anti-satellite-missile-test-conducted-by-the-russian-federation>>. その他、各国の反応については、Christopher Borgen, 'Russia's ASAT Test and the Development of Space Law' (Articles of War, 21 November 2021) <<https://lieber.westpoint.edu/russia-asat-test-development-space-law>>.

(44) Michael Byers and Aaron Boley, *Who Owns Outer Space?* (Cambridge University Press, 2023) 300, 342.

ているが、違法だとはされていない。従って本稿ではこの見解は支持しない。

ただし、これが有害な干渉とまで言える場合には、実施国が宇宙条約9条の協議義務に違反したと評価され得る。また、そのような行為が宇宙空間というグローバルコモンズを保護する義務に違反するという論も排除はされない<sup>(45)</sup>。

#### (4) 小括

以上を踏まえるならば、宇宙空間の力の行使を直接規律する規範として最も重要なのは国連憲章2条4項と保安措置に関する規則である。第3節では、この2つに焦点を絞り検討を進める。

### 第2項 主要国の方針

宇宙が戦闘領域として見做されるようになったことに伴い、自国の宇宙安全保障政策を公にする契機が増えている。それぞれの経緯や詳細に立ち入る紙幅はないが、各国が他国からの脅威にどのように対応しているのか、すなわち、何を守ろうとしているのか、そして、どのような条件で何ができるとしているのかについて、概要を示す。なお、欧州防衛基金によるポディガード衛星の開発については検討していない。

#### (1) 日本

日本政府は、2019年12月に閣議決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(30大綱)」において、宇宙領域における「機能保証のための能力や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から

---

(45) ICJの2025年気候変動条約勧告的意見において、各国にはグローバルな環境公共財(global environmental commons)を保護する対世的義務があることが示された。International Court of Justice, *Obligations of States in Respect of Climate Change* (Advisory Opinion) (23 July 2025) General List No 187, para 440. 同勧告的意見が宇宙法にもたらす示唆については、Yu Takeuchi and Yurika Ishii, 'From Climate to Cosmos: The ICJ's Advisory Opinion and Its Implications for Sustainable Space Governance' (*EJIL Talk!*, 17 November 2025) <<https://www.ejiltalk.org/from-climate-to-cosmos-the-icjs-advisory-opinion-and-its-implications-for-sustainable-space-governance/>>.

有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む」ことを明らかにしている<sup>(46)</sup>。そして、2023年6月の「宇宙安全保障構想」では、宇宙安全保障の目標として日本が「宇宙空間を通じて国の平和と繁栄、国民の安全と安心を増進しつつ、同盟国・同志国等とともに、宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持する」ことを示している<sup>(47)</sup>。また同構想では、宇宙領域把握等の充実・強化に加え、「防衛省・自衛隊は相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を保持する」方針が明示された<sup>(48)</sup>。

さらに、2025年6月、防衛省は「宇宙領域防衛指針」を公表した。その中で、「防衛省・自衛隊が行う各種任務を宇宙領域から保証・支援していくとともに、我が国の国民生活の基盤としての民間を含む我が国の宇宙利用を確保するため」、「陸海空での任務遂行を支援する能力や、SDA能力、衛星を防護する能力、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力といった、幅広い能力を構築・強化していく」ことが明記された<sup>(49)</sup>。さらに、同指針では「宇宙領域への対応として、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を更に強化」すること、そして「これらに必要な技術に係る研究開発を進めていく」ことが謳われた<sup>(50)</sup>。

もっとも、とりわけ相手方の指揮統制や情報通信等の妨げ能力を獲得したとして、それを国際法上どのような条件の下で用いることができるかについての政府見解は本稿執筆時点において明らかにされていない。また妨げの目的が防衛省任務遂行のための衛星を防護することに限定されるのか、国民生活の基盤である政府や民間の衛星の基盤もその対象になるかについても示さ

(46) 国家安全保障会議「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日）18頁 <<https://www.cas.go.jp/jp/siryuu/pdf/h31boueikeikaku.pdf>>.

(47) 宇宙安全保障構想（令和5年6月13日宇宙開発戦略本部決定） <[https://www8.cao.go.jp/space/ampo/kaitei\\_fy05/ampo\\_fy05.pdf](https://www8.cao.go.jp/space/ampo/kaitei_fy05/ampo_fy05.pdf)>.

(48) 同上9頁。

(49) 防衛省「宇宙領域防衛指針」（令和7年7月） <[https://www.mod.go.jp/j/press/news/2025/07/28a\\_02.pdf](https://www.mod.go.jp/j/press/news/2025/07/28a_02.pdf)>.

(50) 同上5頁。なお、防衛省がボディーガード衛星の開発に着手したことは報道されている。「「ボディーガード衛星」開発着手：防衛省、中国やロシアの衛星攻撃念頭に2029年度までに実証機打ち上げ」『読売新聞』（2025年9月3日）。

れていない。他方で、脅威の兆候を探知し、その意図や能力を把握していくことについては、政府や民間の衛星も防護の対象となっている<sup>(51)</sup>。

加えて、日本と米国は、2023年1月の日米安全保障協議委員会(2+2)において、宇宙アセットに対する攻撃について、一定の場合には、日米安全保障条約5条が適用されるという立場を示した<sup>(52)</sup>。すなわち、その際に採択された共同声明において、閣僚らは「宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認」している。また「いかなる場合に当該攻撃が第5条の発動につながることもあり得るかは、他の脅威の場合と同様に、日米間の緊密な協議を通じて個別具体的に判断されることを確認」している。また、2024年8月の第9回「宇宙に関する包括的日米対話」会合においても安全保障についての議論がなされ、「宇宙に対する脅威や戦略的競争相手による宇宙利用に関する見解を共有し」たという<sup>(53)</sup>。さらに、日本はDA-ASATによる衛星破壊の実験を差し控える方針を明らかにしている<sup>(54)</sup>。

---

(51) 防衛省「宇宙領域防衛指針」・前掲注(49)・9頁。

(52) Ministry of Defense, Japan, Joint Statement of the Security Consultative Committee (“2+2”) <<https://www.mod.go.jp/en/article/2023/01/e595130b273955f65e436fa3a8150eb06bfc42a3.html>>. 和訳は、防衛省「日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表(仮訳)」(2023年) <[https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2023/0112a\\_usa-j.html](https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2023/0112a_usa-j.html)>。

(53) 共同声明では「双方は、核兵器及びその他のあらゆる種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配備しないことを含め、全ての締約国が宇宙条約を完全に遵守する義務を負うことを再確認した。双方は、宇宙条約に反して核兵器を宇宙空間に配備することは、世界の安全保障を著しく脅かすことを確認した」ことも述べられた。

(54) MOFA Japan, Decision not to conduct Destructive, Direct-Ascent Anti-Satellite Missile Testing, 13 September 2022 <[https://www.mofa.go.jp/press/release/press3e\\_000451.html#:~:text=Decision%20not%20to%20conduct%20Destructive,Reference\)%20Announcements%20by%20Other%20Countries](https://www.mofa.go.jp/press/release/press3e_000451.html#:~:text=Decision%20not%20to%20conduct%20Destructive,Reference)%20Announcements%20by%20Other%20Countries)>. 本文に述べたことその他、日本の宇宙政策の歩みと今後の展望については、風木淳「宇宙政策の最近の進展と宇宙法」青木節子他編『宇宙法の位相』(信山社、2025年)1-17頁; 風木淳『経済安全保障と宇宙開発』(信山社、2025年)58-81頁; 青木節子「わが国が参画する視点での宇宙防衛」『ディフェンス』42巻1号(2025年)56-65頁参照。

## (2) 米国

米国は ASAT 兵器の研究、開発を 1950 年代から始めている。直近では、米国では 2012 年に発出され 2022 年と 2024 年に改訂された国防総省指令において、次の方針が示されている<sup>(55)</sup>。指令には、宇宙領域へのアクセスと運用自由を保持すること<sup>(56)</sup>、米国国家安全保障目的、米国経済、米国の同盟国とパートナーのための宇宙利用 (the use of space) を保護、防衛 (protect and defend) すること、高度な宇宙能力をもって紛争を阻止し、抑止が失敗した場合には侵略に対抗し撃破すること (counter and defeat aggression) が明記されている<sup>(57)</sup>。同様に、2025 年の国家安全保障戦略 (NSS) においては「自由で開かれ、繁栄し、安全な国際秩序」を目標として掲げ、そのために米国が宇宙における指導的地位を占めることという狙いが明記されている<sup>(58)</sup>。

宇宙利用の保護と防衛について、2023 年の国防総省報告書においては、次の具体的な指針が列挙されている<sup>(59)</sup>。まず、宇宙基盤ミッションの重要性を確保するため、より強靱なアーキテクチャへの移行を加速し、宇宙における重要システムを保護、防衛し、及び敵対勢力による宇宙利用から統合軍を保護する。そして、宇宙空間における、宇宙空間からの、宇宙空間に対する敵対行為の検知能力と行為主体を特定する (attribution) 能力を強化する。そのため、特に米軍は、「可逆的、不可逆的手段を多様に用いて敵の宇宙能力、対宇宙能力あるいはサービスを阻止し、全領域における敵軍の有効性と殺傷能力を低下させ得る」こと<sup>(60)</sup>、「敵の宇宙悪用を阻止する作戦はあらゆる

---

(55) DoD Space Policy (DoDD 3100.10) (issued on 18 October 2012, as amended, effective as of 30 August 2022, updated on 15 October 2024).

(56) Ibid, 3, Section 1.2 (d).

(57) Ibid, 3, Section 1.2 (e).

(58) National Security Strategy of the United States of America (November 2025) <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/2025-National-Security-Strategy.pdf>>. さらに、2021 U.S. Space Priorities Framework; 2020 Defense Space Strategy でも同趣旨の目標が明記されている。以上に加え、2024 年商業宇宙統合戦略は、国家安全保障宇宙サービスの回復力を高めるため、民間事業者との連携を公に行うとしている。

(59) Space Policy Review and Strategy on Protection of Satellites (14 September 2023) <<https://media.defense.gov/2023/Sep/14/2003301146/-1/-1/0/COMPREHENSIVE-REPORT-FOR-RELEASE.PDF>>.

る領域から発動可能であり、軌道上、地上、サイバー空間、通信リンクの各セグメントを標的とすることで、敵が宇宙領域を活用する全能力を削減する」という<sup>(61)</sup>。

さらに宇宙軍は2025年に行動の方向性に関する指針を公表している<sup>(62)</sup>。そこでは、作戦上の不測事態を回避すること、相手型の先制的な優位性を否定すること(“Deny First-Mover Advantage”)、責任ある行動をとることが、中核的な教義として示されている。特に2つ目の原則について、宇宙は攻撃優位の領域であり、予告なき攻撃を誘発すること、これに対応するため「敵の行動を抑止し、撃破し、吸収し、迅速に回復できる強靱で分散化されたアーキテクチャ」が必要だということが述べられている<sup>(63)</sup>。

敵対国の宇宙利用を妨げる具体的な手段について公開されている情報は極めて限られている。しかし、衛星通信へのジャミングを行う対通信システム(CCS)と、同じく衛星通信を妨害する兵器であるリモート・モジュラー・ターミナル(RMT)を有していることが公開されている<sup>(64)</sup>。いずれも通信リンクに一時的で可逆的な影響を与えるもので、衛星そのものを破壊するものではない。

それから、米国は前述したようにDA-ASATの実験については差し控える方針を明らかにしている。また、2020年代に入って、デブリを多く発生させない方式(low-debris-causing)の宇宙配備型ASAT兵器を開発しており、その運用は2026年に始まる見込みだという<sup>(65)</sup>。なお2024年、米国政府は

---

(60) Ibid, 11.

(61) Ibid.

(62) Space Force Vector (2025) <[https://www.spaceforce.mil/Portals/2/Documents/SAF\\_2025/Space\\_Force\\_Vector\\_13\\_Nov\\_25.pdf](https://www.spaceforce.mil/Portals/2/Documents/SAF_2025/Space_Force_Vector_13_Nov_25.pdf)>. この文章は宇宙軍が目指す方向性を示すのに過ぎず、追って公式な戦略文書が採択される予定だという。

(63) Ibid, 4.

(64) 福島・前掲論文注(6)・105頁。特にRMTについては、「宇宙で責任ある行動をとる」という方針に沿った兵器であり、衛星を物理的に破壊せず一時的に機能を奪うことを目的としていると説明されているという。なお、2025年にはCCSであるMeadowlandsを軍が取り入れる計画が公表されている。Courtney Albon, ‘Combat Forces Command Creates New Ops Centers for SATCOM and EW,’ <<https://www.airandspaceforces.com/space-force-combat-forces-command-satcom-ew-ops-centers/>>.

ゴールデン・ドーム（Golden Dome）と呼ばれるミサイル防衛システム構想を公にしている。これは、弾道ミサイル、極超音速兵器、巡航ミサイル、その他の攻撃の脅威から米国の市民と重要インフラ（its citizens and critical infrastructure）を防衛するものであり、宇宙配備型のインターセプター（SBI）の開発計画を含む<sup>(66)</sup>。この構想に対しては、中国、ロシア、北朝鮮が宇宙の軍事化を進めて不安定にさせるものだと批判をしている<sup>(67)</sup>。

### (3) 英国

英国は2022年の「防衛宇宙戦略：宇宙領域の運用化」において、多数国間協力の拡大と深化、政府内での横断的な協働、イノベーションの推進と技術機会の活用を原則として掲げる<sup>(68)</sup>。そして、戦略テーマの1つとして「宇宙における、そして宇宙を通じた英国の国益」を「保護し、防護する」こと（to protect and defend our national interests in and through space）を明示している。そのために、信頼ある抑止と対応が必要である。その信頼は単に能力についてのものに限定されるものではなく、英国の国際的な連携、商業的パートナーシップ、そして英国の宇宙ドメインにおける活動のあり方についてのものだという。そこで宇宙領域認識（SDA）能力の維持と拡大<sup>(69)</sup>、宇宙サービ

---

(65) 福島・前掲論文注(6)・99頁。

(66) The White House, The Iron Dome for America, 27 January 2025 <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/the-iron-dome-for-america/>>.

(67) President of the Russian Federation, Joint Statement by the Russian Federation and the People's Republic of China on Global Strategic Stability (Press Release, 8 May 2025) <<http://en.kremlin.ru/supplement/6310>> ; Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, Foreign Ministry Spokesperson Mao Ning's Regular Press Conference (Press Release, 21 May 2025) <[https://www.mfa.gov.cn/eng/xw/fyrbt/lxjzh/202505/t20250521\\_11630009.html](https://www.mfa.gov.cn/eng/xw/fyrbt/lxjzh/202505/t20250521_11630009.html)> ; Institute for American Studies, Ministry of Foreign Affairs of the Democratic People's Republic of Korea, Memorandum Issued by Institute for American Studies of DPRK Foreign Ministry (27 May 2025) <<http://kcna.kp/en/article/q/efbe41bf590dc0904a4448a70173e76.kcms>>. 各国の反応を含め、この構想の国際法上の評価については、次を参照。Melissa J Durkee, 'International Space Law Under the Trump Administration: Commerce and Security' (2025) 119 American Journal of International Law 815.

(68) Defence Space Strategy: Operationalising the Space Domain (UK Ministry of Defence, February 2022) 16–18 <[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/61f8fae7d3bf7f78e0ff669b/20220120-UK\\_Defence\\_Space\\_Strategy\\_Feb\\_22.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/61f8fae7d3bf7f78e0ff669b/20220120-UK_Defence_Space_Strategy_Feb_22.pdf)>.

スの強化と多様化、干渉を阻止し撃破するための能力開発やパートナーシップ強化を推進することを狙いとして掲げている<sup>(70)</sup>。

また2025年6月に公表された「戦略防衛レビュー」においては、英国の宇宙における行動の自由を支えるために、軌道上及び地上における対宇宙システム（counterspace systems [both co-orbital and Earth-based]）に投資することが明記されている<sup>(71)</sup>。なお、英国もDA-ASATの実験を差し控える方針を明らかにしている<sup>(72)</sup>。

#### (4) フランス

フランス軍事省は、2019年に公表した「宇宙防衛戦略」において、次の方針を示している<sup>(73)</sup>。まず1960年代から、フランスは宇宙を戦略的パワーと自律性の主要な要素として認識しており、特に抑止力の発展において重要

---

(69) 英国はSDAのために宇宙オペレーションセンター（UK Space Operations Centre (SpOC)）を既に運用している。

(70) 英国は米国が主導する他国間連携プログラム（Multinational Force Operation Olympic Defender）に参加している。プログラムについてはUnited States Space Command, 'Multinational Force Operation Olympic Defender' <<https://www.spacecom.mil/About/Multinational-Force-Operation-Olympic-Defender/>>を参照。

(71) Ministry of Defense, Policy Paper: The Strategic Defence Review 2025 - Making Britain Safer: Secure at Home, Strong Abroad (updated 8 July 2025), 117 <<https://www.gov.uk/government/publications/the-strategic-defence-review-2025-making-britain-safer-secure-at-home-strong-abroad>>.

(72) Foreign, Commonwealth & Development Office and UK Space Agency, Responsible space behaviours: the UK commits not to destructively test direct ascent anti-satellite missiles, 3 October 2022 <<https://www.gov.uk/government/news/responsible-space-behaviours-the-uk-commits-not-to-destructively-test-direct-ascent-anti-satellite-missiles>>.

(73) Ministère des Armées, Direction de l'information légale et administrative, Stratégie spatiale de défense - Rapport du groupe de travail "Espace" (Etude et rapport, 25 juillet 2019) <[https://documentation.insp.gouv.fr/insp/doc/VIEPUBLIQUE/06C871AAE5751BAD9224F22CD2A41E98/strategie-spatiale-de-defense-rapport-du-groupe-de-travail-espace?\\_lg=fr-FR](https://documentation.insp.gouv.fr/insp/doc/VIEPUBLIQUE/06C871AAE5751BAD9224F22CD2A41E98/strategie-spatiale-de-defense-rapport-du-groupe-de-travail-espace?_lg=fr-FR)> [Direction 2019]. 英語版は <[https://cd-geneve.delegfrance.org/IMG/pdf/space\\_defence\\_strategy\\_2019\\_france.pdf](https://cd-geneve.delegfrance.org/IMG/pdf/space_defence_strategy_2019_france.pdf)>. また、この戦略については次の記事も参考になる。Xavier Pasco & Paul Wohrer, 'Implementing the French Space Defence Strategy: Towards Space Control?' (Note de la FRS n° 15/2023, 29 June 2023) <<https://www.frstrategie.org/en/publications/notes/implementing-french-space-defence-strategy-towards-space-control-2023>>.

視してきた。その方針は、宇宙が自由なアクセスと利用が可能であるリベラルな法秩序に基礎付けられているという<sup>(74)</sup>。衛星通信は宇宙電子信号諜報の通信において不可欠である。さらに、早期警告や海洋監視においても衛星は必要である。宇宙の安全確保はフランスの国家領域と国益の保護にも資し得るという<sup>(75)</sup>。それを受けて、フランスは宇宙における非友好的な行為に対して報復措置をとる権利を有していること、そして自国に対して行われた不正な行為に対して行為を終わらせることを唯一の目的として対抗措置をとることができることが述べられている<sup>(76)</sup>。

そして、フランスの「軍事宇宙作戦 (Les opérations spatiales militaires, OSM)」は、宇宙能力支援、宇宙状況の把握、作戦に対する宇宙支援、宇宙空間における行動の4つを中心に展開されている<sup>(77)</sup>。このうち、4つ目の宇宙における行動として、とりわけ、宇宙へのアクセスと、宇宙での活動の自由を維持すること、受動的、能動的措置の双方において、第三者の介入を阻止し、失敗に終わらせることなどが挙げられている<sup>(78)</sup>。そしてそのような措置として、外交、メディア、経済、法などによる、グローバルなアプローチによる予防、宇宙手段の耐性の確保、宇宙における防衛手段の確保が例示されている<sup>(79)</sup>。そして宇宙作戦のドクトリンを策定するに当たっては、状況評価及び意思決定の自律性を確保すること、自国の能力を守り、自衛を含む国際法を尊重するための手段を確保することなどが、基本原則として挙げられている<sup>(80)</sup>。

実際にも、同国政府はボディガード衛星である YODA の開発や、FLAMHE 計画に基づく軌道上レーザーなどの新たな実証用アセットの配備を予定している<sup>(81)</sup>。また、宇宙における干渉の可能性に対する全領域的対応

---

(74) Direction 2019 (n 73) 16.

(75) Ibid., 18.

(76) Ibid., 26.

(77) Ibid., 39.

(78) Ibid., 42.

(79) Ibid.

(80) Ibid.

(81) Secure World Foundation (n 1) 25.

を向上させる、TOUTATIS (Test en Orbite d'Utilisation de Techniques d'Action contre les Tentatives d'Ingérences Spatiales) 計画も公にしている<sup>(82)</sup>。さらに同国は2021年以降、宇宙空間における軍事演習 (ASTERX) を毎年実施している。なお、フランスも DA-ASAT の実験を差し控える方針を明らかにしている<sup>(83)</sup>。

### (5) オーストラリア

オーストラリアは、2022年に防衛宇宙司令部を設立し、それ以降の防衛政策文書では、同国の宇宙へのアクセスを確保し、領域認知能力を強化すること、国防軍の宇宙サービスを強化することなどを謳っている。

同国は、2022年3月に公表した「防衛宇宙戦略」で、オーストラリアが、宇宙コントロールに必要となる能力について検討を行っていくこと、宇宙において責任ある行動を行うと言うコミットメントに合致する形で選択肢を検討することを明記した<sup>(84)</sup>。また、同じ時期に、防衛宇宙司令部が公表したマニュアルでは、宇宙コントロールには防衛作戦と攻勢作戦とがあり、後者では敵対者による宇宙サービスの利用を拒否する方針が示されている<sup>(85)</sup>。なお、オーストラリアも責任ある行動を取ることを含め、DA-ASATの実験を差し控える方針を明らかにしている<sup>(86)</sup>。

---

(82) Ministère des armées, Spatial : l'Agence de l'innovation de défense notifiée à U-Space la réalisation d'une démonstration d'actions en orbite basse au profit du Commandement de l'Espace, 17 septembre 2024 <<https://www.defense.gouv.fr/dga/actualites/spatial-lagence-linnovation-defense-notifie-u-space-realisation-dune-demonstration-dactions-orbite>>.

(83) 'Space - France's commitment not to conduct destructive direct-ascent anti-satellite missile tests' (29 November 2022) <<https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/security-disarmament-and-non-proliferation/news/2022/article/space-france-s-commitment-not-to-conduct-destructive-direct-ascent-anti->>.

(84) Ministry of Defense, Defence Space Strategy (2022) 20 <<https://www.defence.gov.au/defence-activities/military-domains/space-domain>>. 同国の方針については、福島・前掲論文注(6)・107-108頁も参照。

(85) Defence Space Command, Australian Defence Force Space Power Manual, Light-Speed Edition (March 2022) 15. 福島・前掲論文注(6)・108頁も参照。

(86) Australia advances responsible action in space, 27 October 2022 <<https://www.minister.defence.gov.au/statements/2022-10-27/australia-advances-responsible-action-space>>.

## (6) 韓国

韓国では、2024年の宇宙安全保障に関する大統領令に基づき改正された「宇宙安全保障業務規程」において、衛星資産の保護について規定が置かれている<sup>(87)</sup>。

まず同規程の目的は、国家情報院の職務のうち、衛星資産を含む安全保障関連宇宙情報の収集、作成及び提供、衛星資産に対する安全保障上の脅威への対応等並びに安全保障事務の遂行に必要な事項を定めることにある<sup>(88)</sup>。より具体的には、宇宙安全保障業務は、「安保関連宇宙情報業務」と「安保関連宇宙情報に対する保全業務」に区分される。安保関連宇宙情報業務には、安保関連宇宙情報の収集と作成、宇宙事故、宇宙リスク及び衛星資産等に対する安保関連の脅威への対応などが含まれる。保全業務には、衛星資産等および安保関連宇宙情報の保全指針の策定と施行、衛星資産等の保全のための暗号技術の開発と普及が含まれる。そして、「安全保障関連宇宙情報」とは、衛星資産等に関する情報、宇宙事故等に関する情報、北朝鮮、外国、外国人、外国の組織、越境的行為主体又はこれらに関連する韓国国民による衛星資産等に対する安全保障上の脅威に関する情報を含む、国家安全保障に関連する情報をいう<sup>(89)</sup>。

国家情報院長は、衛星資産等の保安に関して、情報の収集及び整備、そのための衛星資産等の開発、購入及び運用を行う。それに加えて宇宙事故<sup>(90)</sup>、

---

(87) 우주안보 업무규정, 대통령령, 제 34434 호 (2024. 4. 23) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=261849#0000>> [2024年大統領令]。英語版は、Regulations on Space Security Affairs, Presidential Decree No 34434, 23 April 2024 <[https://elaw.klri.re.kr/eng\\_mobile/viewer.do?hseq=68961&type=sogan&key=49](https://elaw.klri.re.kr/eng_mobile/viewer.do?hseq=68961&type=sogan&key=49)>。改正の概要については「最近の公布法令」概要 <[https://www.law.go.kr/LSW/nwRvsLsInfoR.do?chrIdx=0&cptOfi=&lsKndCd=&lsNm=&lsiSeq=261849&p\\_epubdt=&p\\_epubno=&p\\_spubdt=&p\\_spubno=&pageIndex=1&searchType=&sortIdx=0](https://www.law.go.kr/LSW/nwRvsLsInfoR.do?chrIdx=0&cptOfi=&lsKndCd=&lsNm=&lsiSeq=261849&p_epubdt=&p_epubno=&p_spubdt=&p_spubno=&pageIndex=1&searchType=&sortIdx=0)>。

(88) 2024年大統領令 (n 87) 1条。

(89) 「最近の公布法令」概要 (n 87)。

(90) 「宇宙事故」は、宇宙開発振興法 2条 4号に「人工宇宙物体の発射（発射準備・試験発射及び成功しなかった発射を含む）及び運用時の故障・墜落・衝突及び爆発など」と定義されている。宇宙開発振興法（2005年5月31日法律第07538号。2024年1月26日法律第20144号において一部改正、2024年5月27日施行）参照。

宇宙における危険<sup>(91)</sup>及び衛星資産等に対する安全保障上の脅威への対応業務(대응 업무)を行うことが定められている<sup>(92)</sup>。ただし、ここでの「対応業務」に何が含まれるかについては規程には定めがない。また、国家情報院長は、安全保障に関連する宇宙情報を優先的に収集する必要があると認めるときは、人工衛星を運用する関係機関の長に対し、緊急撮影を要請することができる<sup>(93)</sup>。

以上に加え、韓国も DA-ASAT の実験を差し控える方針を明らかにしている<sup>(94)</sup>。

## (7) ロシア

冒頭で述べたように、ロシアは直接上昇式や共軌道(co-orbital)型を含む対宇宙能力を保有していることが知られている。2021年11月15日、ロシアは自国衛星を標的として直接上昇式 ASAT ミサイルによる破壊実験を実施し、それによって低軌道に多数のデブリが発生した。また、ロシアが核兵器搭載型の ASAT 兵器能力の開発に取り組んでいることが報道されている。

ロシアは2010年に採択した軍事ドクトリンにおいて「戦略的ミサイル防衛システムの配備、世界の安定を崩し確立された核戦力の均衡を損なうこと、および非核精密誘導兵器の配備」に並んで「宇宙の軍事化」を、対外的脅威としている<sup>(95)</sup>。

さらに、2014年に採択した軍事ドクトリンにおいて、同国は「グローバ

---

(91) 「宇宙における危険」(우주위협)は、宇宙開発振興法2条6号において「宇宙空間にある宇宙物体の落下・衝突などによる危険」と定義されている。

(92) 2024年大統領令(n 87)3条d号。

(93) 同上8条。

(94) Park Si-soo, UK, South Korea join ASAT test ban, raising like-minded countries to seven, 5 October 2022, SpaceNews <<https://spacenews.com/uk-south-korea-join-asat-test-ban-raising-like-minded-countries-to-seven/>>.

(95) Военная доктрина Российской Федерации, 5 февраля 2010 <<http://kremlin.ru/supplement/461>> [2010 Doctrine], Article 8 (d). 非公式英訳として、  
“The Military Doctrine of the Russian Federation” approved by Russian Federation presidential edict on 5 February 2010 <[https://carnegie-production-assets.s3.amazonaws.com/static/files/2010russia\\_military\\_doctrine.pdf](https://carnegie-production-assets.s3.amazonaws.com/static/files/2010russia_military_doctrine.pdf)>.

ルな安定を損ない、核ミサイル分野における既存の勢力均衡を乱す戦略的ミサイル防衛システムの構築および展開、『グローバルストライク』構想の実施、宇宙への兵器配備の意図、ならびに戦略的非核高精度兵器システムの展開」を、対外的な軍事的脅威だと明示している<sup>(96)</sup>。この記述からは、これらのドクトリンでは個別の衛星その他の宇宙システムを保護の対象としてみなしているのではなく、宇宙空間を利用した長射程攻撃や宇宙空間への兵器の配備がグローバル空間における抑止均衡を崩すものとして位置付けているように解せられる。

そのような動きがあった場合に、宇宙空間においてどのような措置を取ることができるかについては、ドクトリンの中には具体的な記述はない。ただし、宇宙空間における対応に限定されるものではないが、2010年と2014年双方のドクトリンにおいて「ロシア連邦は、国際法およびロシア連邦の国際条約の規定に従い、軍事紛争の抑制と防止、ならびにロシア連邦とその同盟国の武力防衛のために、軍隊およびその他の部隊が常に準備態勢にあることを確保する」ことが明示されている<sup>(97)</sup>。

## (8) 中国

同じく冒頭で述べたように、中国は共軌道型を含め、ASAT兵器を軌道に打ち上げていることが報じられている。同国防部は、2015年の軍事ドクトリンにおいて、宇宙空間が「戦略競争における新たな攻略ポイント」であるとする<sup>(98)</sup>。そして「宇宙兵器化」を警戒すると共に、「中国は一貫して宇宙空間の平和利用を主張し、宇宙兵器化と宇宙軍備競争に反対し、国際宇宙

(96) Военная доктрина Российской Федерации (утверждена Президентом Российской Федерации 25 декабря 2014 г., № Пр -2976), art 12 (d) <<http://www.scrf.gov.ru/security/military/document129/>> [2014 Doctrine].

(97) 2010 Doctrine (n 95) art 20; 2014 Doctrine (n 96) art 19.

(98) 中华人民共和国国务院新闻办公室「中国的军事战略」(2015年5月) <[https://www.gov.cn/zhengce/2015-05/26/content\\_2868988.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2015-05/26/content_2868988.htm)>. 非公式和訳として、データベース『世界と日本』中華人民共和国國務院報道弁公室「中国の軍事戦略」(2015年5月) <<https://worldjpn.net/documents/texts/CHSC/20150500.O1J.html>>.

協力に積極的に参与している」こと、そして「宇宙の情勢をつぶさに追跡、把握し、宇宙空間の安全に対する脅威と挑戦に対処し、宇宙資産の安全を守り、国家の経済建設と社会発展に奉仕し、宇宙空間の安全を守っている」という。そして、宇宙空間における「脅威に対応し、共同の安全を守る」としている。ただし、「脅威に対応」することの具体的な内容については記載はない。

また、2021年に国務院が公表した「中国の宇宙計画：2021年の展望」（「2021 中国的航天」）と題する白書においては、宇宙安全保障についても具体的な言及がある<sup>(99)</sup>。宇宙空間の安全を保護すること（维护外层空间安全）と中国の国家権益を保護し、国力を増強すること（维护国家权益, 增强综合国力）を宇宙計画の狙いとしている。その中でも「(中国は)宇宙の平和的利用を一貫して提唱しており、宇宙を兵器や戦場化したり、宇宙で軍拡競争を開始しようとするあらゆる試みに反対」する（「始终坚持和平利用外层空间, 反对外空武器化、战场化和外空军备竞赛」）という記載がある。ただし、同文書自体は中国が行なっている宇宙開発の説明に重きが置かれており、安全保障上宇宙空間においてどのような措置を取ることができるかについては同文書の中には具体的な記述はない。

## (9) その他

以上の動向に対して、宇宙安全保障に関して方針を示しつつ、具体的な実力措置を取ることについては言及がない場合もある。

ドイツは、2023年の国家安全保障戦略において、次の方針を示している<sup>(100)</sup>。すなわち、自由で阻害されない宇宙がドイツにとって死活的に重要である<sup>(101)</sup>。そして、ドイツは、エスカレーションと紛争のリスクを軽減するた

---

(99) 国務院新聞辦公室『2021 中国的航天』（2022年1月28日）<[https://www.gov.cn/zhengce/2022-01/28/content\\_5670920.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2022-01/28/content_5670920.htm)>。英訳は、“Full Text: China’s Space Program: A 2021 Perspective” <[https://english.www.gov.cn/archive/whitepaper/202201/28/content\\_WS61f35b3dc6d09c94e48a467a.html](https://english.www.gov.cn/archive/whitepaper/202201/28/content_WS61f35b3dc6d09c94e48a467a.html)>

(100) 英訳は、Robust. Resilient. Sustainable: Integrated Security for Germany, National Security Strategy. <https://www.nationalesicherheitsstrategie.de/National-Security-Strategy-EN.pdf>

(101) Ibid., pp.15-16

めに、国際的に認められた宇宙における責任ある行動原則を確立しようとするという。ドイツも、DA-ASAT の実験を差し控えるとしている。なお、同国は 2025 年 11 月に公表した宇宙安全保障戦略において、宇宙における抑止を構築し、防衛能力と耐性を強化する一連の計画を公にしている。その中にはボディーガード衛星の開発も含まれている<sup>(102)</sup>。

カナダの 2024 年改訂の防衛政策文書では、宇宙を活用した指揮統制等 (C4ISR) の強化と近代化、領域認識能力の向上、防衛を支える宇宙ベースのサービスへの強靱なアクセス確保のための措置が目標とされている<sup>(103)</sup>。

オランダは 2022 年の「防衛宇宙アジェンダ」で、監視を含む宇宙能力を開発する方針を述べている<sup>(104)</sup>。オランダ国防省は、情報主導型の作戦展開において宇宙への依存が高まっている現状を踏まえ、通信、測位・航法・時刻 (PNT) 情報、情報・監視・偵察 (ISR) といった能力が不可欠であると位置付けている。そのため、宇宙を独立した作戦領域として認識し、防衛宇宙安全保障センターにおける人員と能力の強化を進めている。さらに、防衛組織全体として SSA 分野の衛星や専門的な技術能力を開発し、SMART-L 多目的レーダーシステムの改良、宇宙天気監視、共有早期警戒、ISR、PNT、レーザー衛星通信 (SatCom) といった分野の強化を図っている。加えて、宇宙領域における防衛上の利益を確保するため、研究開発への投資も拡充している。

## (10) 小括

以上で見てきたように、主要国の政策文書では、宇宙を独立した安全保障領域として位置付けるとともに、衛星に対する多様な脅威に備える必要性が明示されている。それぞれの重点には相違があるものの、次の傾向を見出す

---

(102) Space Safety and Security Strategy, 47 <<https://www.bmvg.de/resource/blob/6042580/128d8ebd8ce8d7b8e61eb680edf91ad/weltraumsicherheitsstrategie-2025-en-data.pdf>>.

(103) Our North, Strong and Free: A Renewed Vision for Canada's Defence (2024) 24 <<https://www.canada.ca/content/dam/dnd-mdn/documents/corporate/reports-publications/2024/north-strong-free-2024-v2.pdf>>.

(104) Ministry of Defence, Defence Space Agenda (November 2022)

ことができる。

第1に、冷戦期に「西側」に位置付けられていた各国は、宇宙空間における脅威の増大を認識しており、その抑止と対応の必要性を明示する。ただし、脅威に対する対応措置の範囲には幅がある。各国に共通する対応として示されているのは、SSA能力の強化であり、それを基盤として宇宙ドメインを可視化し、威嚇や攻撃の早期探知を可能にすることである。それ以上の積極的な防護措置や対処能力の獲得については、日本、米国、英国、フランス、豪州のように明記する例も出てきている。

第2に、宇宙へのアクセスとその利用の自由を確保するために防衛をしなくてはならないという必要性は、各国が共通して認めている。他方で、具体的に何を防衛するのは、各国は敢えて示していないことが多い。ただし、英国のように保護の対象に自国企業の民間の商業衛星や、同盟国の宇宙物体が含まれることを明示する例もある。

第3に、「西側」諸国は、同盟国との協力深化、産業界との連携、さらには国際的なルール形成への積極参加を狙いとして掲げている。宇宙空間における安全保障上の課題は単独では対応し得ないとの認識が共有されており、共同訓練、情報共有、技術協力の枠組みを通じて、望ましい行動規範を確立しようとする方向性が示されている。これに対し、中国やロシアは、とりわけ冒頭に述べた ASAT 能力を持つ衛星の打上げやその後の宇宙活動も踏まえて考えるのであれば、「西側」とは異なる独自の宇宙政策、宇宙安全保障戦略を進めていると評価できる。

最後に、いずれの文書も自らが取りうる措置についての国際法上の評価は示していない。これから検討するようにこの問題について議論が収斂しているとはいえず、そのような状況で、各国が自らの選択肢を狭めることを述べない姿勢は理解できる。他方で宇宙空間における「法の支配」を維持するためには、力の行使に関する法的な規律の道筋を明らかにしておく必要がある。

以上を踏まえて節を改め、宇宙空間における武力の行使または威嚇、及び保安措置の規律について検討する。

### 第3節 国連憲章2条4項下における武力の行使とその威嚇

国連憲章2条4項は、とりわけ(1)加盟国が(武力行使国の特定)、(2)その国際関係において(被害国の特定)、(3)武力による威嚇又は武力の行使を(武力の意義)、慎まなければならないことを定める。以下では本稿の検討課題に関わる範囲において、宇宙空間における各要件の意義を、各国見解や学説を手がかりとしながら検討する。

#### 第1項 武力の行使

##### (1) 武力行使国の特定

宇宙空間において軌道上衛星やその他の物体が他の衛星に害を加える場合、武力行使国をどのように特定するかが問題となる。

先行研究では国家責任法の帰属をもって特定する見解が有力である<sup>(105)</sup>。まず、宇宙空間に限らず、武力を行使した国の特定にあたり国家責任法の規則を参照するアプローチは、国際司法裁判所(ICJ)、及び国際法委員会(ILC)において認められている。ICJの2003年オイル・プラットフォーム事件判決においては、米国がイランに対して自衛権を行使できるかが問題になった。その際ICJは米国が受けた被害についてイランに責任があること(attacks had been made upon it for which Iran was responsible)が要件であるとした<sup>(106)</sup>。そして、裁判所は米国商船に対する攻撃についてイランが責任を有することを示すには十分ではないとして、米国の自衛による正当化を認めなかった<sup>(107)</sup>。

ILCも国家責任条文の起草の過程において、国際法上、自衛権の行使が認められるのは、当該自衛が、国連憲章第2条第4項に違反して武力を行使するという先行する違法行為を行った国家に対してなされる場合に限られるとの立場をとった<sup>(108)</sup>。すなわち、ILCは、武力行使に関する法と国家責任

---

(105) Pobjie (n 11) 426-430.

(106) *Oil Platforms* (Islamic Republic of Iran v United States of America) (Judgment) [2003] ICJ Rep 161, para. 61.

(107) *Ibid.*, para 64.

法との間に直接的な関係があるとした。それに対する国家等からの異論はなかった<sup>(109)</sup>。

宇宙空間において、民間事業者が衛星を運用している場合、宇宙条約6条に基づき、各国は「非政府団体」の活動も「自国の活動」として責任を有する。従って衛星を運用している者の本国を武力行使国と特定することができる。なお、宇宙条約6条は「宇宙船により引き起こされる (caused)、身体の傷害、人の死亡、又は財産の損傷」が生じた場合の責任主体を明らかにする必要があるため設けられた経緯がある<sup>(110)</sup>。ここで想定されていたのは過失による事故の場合である。もっとも、この規定では「活動」という文言が用いられており、その意義は敢えて特定の類の行動に限定されていない<sup>(111)</sup>。そうだとすれば、意図的な敵対行為を除外する理由はない。

## (2) 被害国の特定

前述したように、憲章2条4項の武力行使は「国際関係において」なされる場合に禁止の対象となる。従って、国が被害を受けたと評価できることが要件である。

宇宙空間における力の行使の規律において、保護されるべき対象としては、(1) 衛星それ自体、(2) 衛星を保有、運用、あるいは利用している主体、(3) 衛星が提供している役務が主に想定されるであろう。もっとも、衛星の保有、運用、利用主体は国に限定されない。むしろ、宇宙開発が民間主導でなされつつある今日においては、全ての主体が民間事業者であることもある。それから、衛星役務の提供先は複数国に跨りうる。このような実態を

---

(108) この指摘について André Nollkaemper, 'Attribution of Forcible Acts to States: Connections Between the Law on the Use of Force and the Law of State Responsibility', *The Security Council and the Use of Force* (Brill 2005) 134, 138.

(109) *ibid.*

(110) 例えば、United States of America: Draft Proposal on Liability for Space Vehicle Accidents, A/AC.105/L.5 (11 September 1962) <[https://www.unoosa.org/pdf/limited/l/AC105\\_L005E.pdf](https://www.unoosa.org/pdf/limited/l/AC105_L005E.pdf)>. 同条の起草過程の詳細な分析として佐古田彰「宇宙条約6条第一文・第二文の成立(一)」商学討究52(4)(2002年)221頁以下も参照。

(111) Stephan Hobe and others, *Cologne Commentary on Space Law - Outer Space Treaty* (BWV Berliner Wissenschafts-Verlag 2013) 109.

踏まえるならば、衛星に力が行使されたことを根拠にしてある国に対する武力の行使があると評価できるかが問題となる。

なお、ICJがニカラグア軍事活動事件判決で述べたように、憲章 51 条の武力攻撃を「最も重大な形態の武力行使」と捉えるのであれば、同条における武力攻撃の被害国の同定に関する議論もこの文脈で参照することができる。憲章 51 条の武力攻撃は「加盟国に対」するものであることが要件である。自衛権援用の可否が問題になるときに、攻撃されたらそれが自衛権行使を正当化するような国家を体现するもの (the manifestation of a state) は何かについては議論があり<sup>(112)</sup>、本稿の問題を考察する上で関連する。

ただし、抽象的な国家の安全保障上の利益が害されただけでは国に対する力の行使があったと認めることはできないことについては異論はない。国際司法裁判所 (ICJ) はコンゴ軍事活動事件において「(国連憲章) 51 条は認識された (perceived) 安全保障上の利益を保護するために武力を行使することを許容していない」と述べている<sup>(113)</sup>。そのため、例えば狙いが分からない宇宙活動がなされているであるとか、軌道の安定的利用が害されているというだけでは、特定国に対する力の行使があったと評価することはできない。

## 1) 衛星と本国との紐帯

まず、宇宙物体について、ある宇宙物体と国との紐帯を認めるとしたら何を基準とすれば良いかが問題となる。これに関して、船舶や航空機の場合は国籍が主要な基準となる。例えば ICJ は、2003 年の石油プラットフォーム事件において、所有者が誰であれ、ある国の国籍を持たない船舶への攻撃は、その国に対する攻撃と等価ではないと述べている<sup>(114)</sup>。しかし、宇宙法においてはそれに類する基準がない。

可能性として最も狭い見解は、被害国を攻撃を受けた衛星の登録国に限定

---

(112) Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (2nd edn, Cambridge University Press 2023) 267.

(113) *Armed Activities on the Territory of the Congo* (Democratic Republic of the Congo v Uganda) (Judgment) [2005] ICJ Rep 168, para 148.

(114) *Oil Platforms* (n 106) para 64.

するものである。ウーメラ・マニュアルは、登録は「強い法的繋がり」でありそのような紐帯として十分だろうとする。そして登録国は宇宙物体に対して「主権」を行使するのではなくても、管轄、管理を行使する権利は持つので、武力攻撃の被害国であることを主張しうることを指摘する<sup>(115)</sup>。しかし、同マニュアルや前節で検討した各国の政策文書を含め、被害国を登録国に限定する見解は管見の限り見当たらない。

衛星について利害関係を持つ国は、登録国以外にも、打上げ国、所有者、運用者の本国など、多岐に渡る。ウーメラ・マニュアルは「宇宙物体は国籍を持たない代わりに複数の国との間に、潜在的に重複する法的連結を持つ」とし、宇宙条約6条に基づき宇宙活動国といえる場合（すなわち事業者の本国）や、打上げ国にもその候補として挙げている<sup>(116)</sup>。もっともマニュアルは、そのような国として可能性のあるものを列挙したのに止まり、それに実証的な根拠があるわけではない。

より機能的な側面に着目し、衛星の保有と運用を基準とすることも考えられる。例えば、軍が運用する衛星については、その本国が、少なくとも前述のいずれかの法的または実質的なつながりを持つと考えられる<sup>(117)</sup>。

他方で、単に商業衛星等のサービスを利用しているに過ぎず、その衛星が他国に登録されるなどして法的な連結を持たない場合はどうか。ウーメラ・マニュアルは衛星の利用という事実だけでは、被害国としての地位を主張するのに十分な法的連結があるとは言えないとしている<sup>(118)</sup>。確かに、商業衛星の場合、登録や打上げが全ての場合において国を体現しているとする事は難しい。特に打上げ国は打上げ施設を有している国や打上げをさせる国も含むので広範囲にわたる。また、衛星が担っている通信や測位などが損なわれたために影響を受けたというだけで全ての国に被害国としての地位を認める

---

(115) Beard, Stephens and Koplow (n 15) 234.

(116) *ibid.*

(117) *ibid.* 235. 軍事衛星の重要性について、Michael Byers and Aaron Boley, *Who Owns Outer Space?: International Law, Astrophysics, and the Sustainable Development of Space* (1st edn, Cambridge University Press 2023) 351.

(118) Beard, Stephens and Koplow (n 15) 233.

のは、広きに失する。

## 2) 国家責任法上の被害国

これに対して行為による具体的な被害に着目し、被害国を国家責任法上同定できる場合に着眼するアプローチがある。例えば、那須仁は、武力行使の被害国を特定する手段として、国家責任法の枠組みを用いることを提案している。すなわち、当該違反が特定の国家に特別の影響を及ぼすとき、その国家は国家責任法上の「被害国」とみなされるという<sup>(119)</sup>。国家責任条文第42条は、違反した義務が国家あるいは国際社会全体に対してのものであり、かつ「特にその国家に影響を与える場合」に当該国が加害国に対して責任を追及できるとしている。那須は、被害国を広く取ることによって、武力行使が軍隊 (armed forces) に向けられたのでない場合にも、被害国たりうる場合を認めるべきだとする。そして、被害国を特定する際に関連要素として、登録など衛星と国との間の法的なつながりと、地上的な損害の影響の双方を挙げている。他方で、宇宙法で構築された連結——例えば宇宙活動に対する国際責任、打上げ国の責任など——は被害国の特定には影響しないという。この見解は、第1節第3項で指摘した宇宙空間の特質や利用の実態を踏まえたものであり、デブリによる被害も考慮に入れることができると言う点で示唆に富む。

## 3) 被害国の主体的意思決定と国内留保事項への制約

被害国の主体的意思決定と国内留保事項への制約を考慮する見解もある。これを提唱するポブジー (Erin Pobjie) は被害国の特定基準として (1) 武力行使によって影響を受ける国であること (登録国、地上に有害な影響を受ける

---

(119) Nasu (n 16) 165-166. 那須は、何を持って力の行使がなされたかを判断する上で、攻撃対象の機能喪失を重視するアプローチ (an effect-based approach) と、強制の手段としてどのような道具 (instruments) を用いるかに着目するアプローチ (an instrument-based approach) があるという。Ibid., 158-159. もっとも、被害国の特定にあたっては、前者が後者の代わりに依拠されるということではなく、複数の異なる根拠において被害が主張されうると指摘している。Ibid., 167.

国)、及び(2)意思決定が、その国内留保事項(*domaine réservé*)における重要な宇宙空間サービスの干渉を通じて強制的に制約されていることを提示している<sup>(120)</sup>。ポブジーによると、これは違反された主要な義務の趣旨目的と、事案のそれぞれの事実の双方を考慮するものだという<sup>(121)</sup>。そしてこの枠組みは、手段、効果、重大性、意図という相互に作用する要素を分析することで、非キネティックな行動、一時的な効果、スペースデブリのような危険な状況の発生を評価するための方法を提供するという<sup>(122)</sup>。

このアプローチによれば、衛星の登録国は、その衛星に対する妨害が物体を管轄、管理する主権的権利を侵害するものであるため、一般的に被害国に該当する<sup>(123)</sup>。これに対して登録国ではない打上げ国は追加的な要素がない限りは被害国と見做されない<sup>(124)</sup>。さらに、ある状況において宇宙任務に影響を及ぼす武力行使が、自国内の問題についてその意思決定を強制的に制約する場合には、その国は被害国になりうる<sup>(125)</sup>。たとえば核の指揮統制や検証能力に不可欠な衛星が、これらの主権的機能に対する国家の統制を事実上奪うような方法で標的とされた場合がそれに当たる<sup>(126)</sup>。

さらに、宇宙空間における武力行使において複数国が被害を受けることもこの基準で評価できるという<sup>(127)</sup>。複数の国が衛星の所有権や管理権を共有する場合、それぞれが被害国になりうる<sup>(128)</sup>。衛星が複数国のペイロードを搭

---

(120) Pobjie (n 11) 433. なお、ポブジーが主張する禁止された力の意義については、Erin Pobjie, *Prohibited Force: The Meaning of 'Use of Force' in International Law* (1st edn, Cambridge University Press 2024) 88.

(121) Pobjie (n 11) 433. ポブジーもこの文脈において国家責任条文42条とその註解を参照する (ILC, *Articles on State Responsibility*, Article 42, *Commentary*, para 12)。

(122) *ibid* 425, 453. なおポブジーは、那須の提示する枠組みを批判する文脈において、武力行使がいつ発生したかを判断するのに関連する基準と、武力行使によって損害を受けた特定の国家を特定するのに必要な基準とは区別されるべきであると主張する。前者は、その行為が武力行使として認められるかという点であり、後者はどの国の利益が害されて「被害国」とみなされるかという点である。 *ibid* 433.

(123) *ibid.* 434.

(124) *ibid.*

(125) *ibid.*

(126) *ibid.*

(127) *ibid.*

載している場合、それぞれの国に影響を与える<sup>(129)</sup>。ただし、影響を受けるという事実のみで被害国になるわけではなく、それぞれの国がその侵害によって強制的な意思決定が制約されるかを評価しなくてはならない<sup>(130)</sup>。例えば有事対応に不可欠な放送役務の中断など、地上に有害な影響を受けた国も、その影響が十分に直接的であれば、損害を受けたと認定される可能性がある<sup>(131)</sup>。

さらに、持続的なスペースデブリの発生など、宇宙環境そのものに影響を与える行為が、2条4項違反を構成する場合がある<sup>(132)</sup>。被害国と認定されるためには、国家が具体的に標的にされていることは要件ではなく、その行為が国家の主権的権利または利益を直接かつ予見可能に妨害しているかで評価される<sup>(133)</sup>。

#### 4) 小括

被害国の同定はカテゴリカルに可能なものではなく、何が国を体现するのかに照らして個別具体的な事例ごとに判断されるべき問題と考えられる。関連する学説やマニュアルなどにおいて、被害国の特定の基準について議論が収斂しているわけではない。また、各国の政策文書においても手がかりは乏しい。ただし各国政策文書と学説は、共通して、衛星それ自体や衛星の保有主体等はなく、衛星の機能——すなわち衛星が提供する役務——が損なわれる点を重視している。従って、そのような機能が、国を体现する性質を有しているかが、評価の基準となる。

### (3) 武力の意義

次に衛星に行使されている力が、国連憲章2条4項における「武力」に

---

(128) *ibid.*

(129) *ibid.*

(130) *ibid.*

(131) *ibid.*

(132) *ibid.* 437.

(133) *ibid.*

あたるかが問題となる。同条項のいう「武力」の意義についても一義的な見解はない。例えばタムス（Christian Tams）はジンマ（Bruno Simma）が編纂した国連憲章注解の2条4項の項目において、この意義が多岐にわたることに留意しつつ、その共通項として次の点を指摘している。まず、タムスは、用いられる手段に焦点を当てるのが適切であるという<sup>(134)</sup>。すなわち、行為が標準的な武器の使用を含む場合、その行為は武力行使に該当する<sup>(135)</sup>。ここでいう「標準的な武器」とは、危害を加えることを目的として設計された物を指す<sup>(136)</sup>。相手国の抵抗を阻止したりその行動を先制したりするための行動において、武器が用いられている限り、それが実際に使われる必要は無い<sup>(137)</sup>。また、この規定は武力行使を正規軍の行動に限定するものではない。禁止されているのは、武力そのものであり、特定の国家機関による武力の行使ではない<sup>(138)</sup>。さらに、武力は烈度（intensity）や重大性（gravity）の閾値に基づいて定義されていない。

ただし、タムスはサイバー攻撃を巡る議論を例にして、近年の傾向として次の3つを指摘する。第1に、武力行使の定義の中心的な要素が、手段から効果に移行しつつあるということである。すなわち、手段に関わらず、行動の効果によって、武力行使とみなされる可能性が生じる<sup>(139)</sup>。第2に、これまで使われてこなかった攻撃が2条4項上の武力と見做されるためには一定の規模または効果を伴う必要がある。ただし、その閾値がどこにあるかを特定しようとする試みは進展していない<sup>(140)</sup>。第3に、物理的効果を伴わずに、重要制御システムの機能性に影響を与える行為が武力に該当するかについては争いが残る<sup>(141)</sup>。これらの指摘は、宇宙空間における力の行使の規律を

---

(134) Christian Tams, 'Article 2 (4)' in Bruno Simma and others (eds), *The Charter of the United Nations* (4th edn, Oxford University Press 2024) 312 MN 42.

(135) *ibid* MN 42.

(136) *ibid*.

(137) *ibid*.

(138) *ibid*.

(139) *ibid* 313 MN 45.

(140) *ibid* 314 MN 46.

(141) *ibid* 315 MN 47.

考える上でも示唆に富む。

そこで以下では本稿の問題と特に関連する (1) 烈度と重大性の閾値と (2) 武力行使の意図の要否を検討する。

## 1) 烈度と重大性

### 烈度の閾値とデ・ミニミス例外

宇宙空間で衛星が攻撃される場合、それは一般には低烈度 (low intensity) であることから、そのような力が禁止される武力に該当するかが問題となる。一方で、2条4項の武力行使に関して最小限の基準を認めるべきかについては、これを肯定する見解が有力である<sup>(142)</sup>。すなわち、2条4項には「一定の閾値 (threshold) が存在し、それを超えた場合にのみ禁止される」とする見解<sup>(143)</sup>が示されている。もっとも、そのような閾値を評価する際に、実際に生じた被害の程度を基準とするのか (量的基準)、加害者が意図した被害の程度を基準とするのか (質的基準)、その双方を考慮すべきか、それらに加えて別の要素を考慮するのかについては、確立した見解はない<sup>(144)</sup>。確かに、領域外における商船や民間航空機に対する小規模の強制措置が2条4項違反を構成することはあるが、事例の数は少ないし、統一的な基準が認められるわけではない<sup>(145)</sup>。そのため、領域外アセットへの攻撃について閾値を設ける妥当性については疑問も残る。

それから、海域、空域、サイバー空間においては、国家はある強制措置について2条4項違反を主張しないことが多い。ただし、それがどのような意味を持つかは検討の必要がある。それは法的な評価によるものではなく、

---

(142) *ibid* 324 MN 66.

(143) Olivier Corten, *The Law against War: The Prohibition on the Use of Force in Contemporary International Law* (Second edition, Hart Publishing, an imprint of Bloomsbury Publishing 2021) 63–85. また次の論稿が収録された AJIL Unbound の特集も参照。Mary Ellen O’Connell, ‘The True Meaning of Force’ (2014) 108 AJIL Unbound 141.

(144) Henderson (n 112) 112.

(145) Tom Ruys, ‘The Meaning of “Force” and The Boundaries of The Jus Ad Bellum: Are “Minimal” Uses of Force Excluded from UN Charter Article 2 (4) ?’ (2014) 108 American Journal of International Law 159, 201; Henderson (n 101) 116–124.

事態をエスカレートさせたくない、あるいは自らの手足を縛ることはしたくないというという政策的考慮によるものであることも考えられるためである。これらの実践が、領域外アセットへの攻撃を武力とみなさないことを支持していると言えるのか、見極めることは難しい<sup>(146)</sup>。

### 物理的な損壊の要否

仮に閾値を認めるとした上で、武力行使の要素として物理的な損壊が必要かも問題となる。これについては、那須が指摘しているように、ロシアと中国が起草したPPWTを巡る議論が参考になる<sup>(147)</sup>。2008年、ロシアと中国は禁止されるべき力の行使には「宇宙空間の物体に対する敵対的な行動を含む、例えば、その正常な機能を一時的または永久に妨害する、またはその軌道パラメーターを故意に変更する行動」が含まれると提案した<sup>(148)</sup>。米国は、この定義では一時的で可逆的な効果を引き起こす敵対的な活動や行為、例えば無線周波数妨害や光学センサーの眩惑も含まれると批判をした<sup>(149)</sup>。2014年、ロシアと中国は立場を変更し、武力行使を「他の国の管轄下または管理下にある宇宙物体に損害を与えることを目的とした行為」とする提案を行なっている<sup>(150)</sup>。ここから、物理的な損壊を伴わない一時的な損害については武力の行使に含まないとする見解もとりうるように思われる。他方で、その見解をとると実際には多くを占めるノン・キネティックな攻撃が禁止される武力に入らなくなり、不合理だとも考えられる。この問題については見解が定まっているわけではない。

---

(146) Corten (n 143) 63.

(147) この経緯と分析については Nasu (n 16) 158.

(148) Draft Treaty on the Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force against Outer Space Objects (29 October 2008) UN Doc CD/1839, art 1 (e).

(149) Letter dated 19 August 2008 from the Permanent Representative of the United States of America to the Secretary-General of the Conference transmitting comments on the Draft Treaty on the Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force against Outer Space Objects (26 August 2008) UN Doc CD/1847, para 5 (i).

(150) Draft Treaty on the Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space, the Threat or Use of Force against Outer Space Objects (12 June 2014) UN Doc CD/1985, art 1 (d).

## 耐性（回復性、冗長性）

耐性（resilience）、すなわち一度攻撃を受けた衛星が回復できるのか、あるいは冗長性があるので影響を最小限に抑えることができるかも、烈度を評価する上で重要な要素である<sup>(151)</sup>。スターリンク（Starlink）やワンウェブ（OneWeb）のような衛星メガコンステレーションには冗長性が組み込まれており、一部の衛星が損傷されまたは破壊されても、他の衛星で通信をカバーすることができる<sup>(152)</sup>。さらに、欧州連合（EU）の IRIS コンステレーションにおいて計画されているように、衛星を複数の軌道に分散させることで、影響の重大性を低減できることもある<sup>(153)</sup>。衛星の機能的側面を重視するのであれば、回復性、冗長性がある場合には、烈度の閾値に達していないと評価できる。

## 衛星の機能喪失に伴う副次的効果（直接性の要否）

衛星の機能が停止されたことによって副次的にもたらされる人や財産への物理的な損害を考慮するべきかについても論点となる。この点に関して、ポブジーは直接性の原則（principle of directness）を主張し、「行為とその有害な結果が、複数の段階が介在したり、長い因果関係の連鎖によって分断されるのではなく、短く直接的な因果関係の連鎖によって密接に結びついていなければならない」という<sup>(154)</sup>。ただし、副次的な効果であっても因果関係の連鎖の緊密さ次第で武力と評価されることも考えられる。すなわち、ポブジーは「二次的影響が合理的に予見可能であり、故意または敵対的意図から生じたものであれば、武力行使の枠組みで考慮される可能性が高くなる」という。例えば、スプーフィングによって衛星機能が害された場合、それによって航空機や船舶の航路に支障がきたされる場合、そしてそれによって環境損害や人の死傷をもたらす事故が生じた場合が考えられる。

また那須も、衛星の価値は主に地球上の活動を可能にしたり支援したりする機能にあるため、衛星の機能障害から生じる影響が重要な意味を持つと指

---

(151) Pobjie (n 11) 445.

(152) *ibid.*

(153) *ibid.*

(154) *ibid.* 435, 441.

摘する<sup>(155)</sup>。国家は、緊急救援作戦中に使用される通信衛星に対するジャミングなどの非物理的な干渉手段により、地上環境における人的被害が発生した場合、衛星の機能不全を招く物理的損傷や機能不全の衛星の破壊よりも、より強く非難する傾向にあるという。

#### デブリ創出に伴う副次的被害？

力の行使がデブリ創出を伴う場合に引き起こされる副次的被害を評価に入れるべきかも、宇宙空間における固有の論点として問題となる。

これについては肯定する見方がある。ポブジーは次のように指摘している<sup>(156)</sup>。まず、宇宙デブリは、他の宇宙物体に対して直接的な危険をもたらす。第1に、即時的な衝突リスクである。軌道上では物体同士の相対速度が極めて高く、衝突が発生すれば、深刻な損傷や破壊を招く可能性がある。第2に、カスケード効果（ケスラー・シンドローム）の危険がある。すなわち、衝突によって生じた新たなデブリがさらなる衝突を誘発し、その連鎖が拡大することで、特定の軌道帯が長期にわたり安全に利用できなくなる恐れがある。こうした行為は、特定の被害国との直接的な関係を伴わない場合であっても、国連の目的と両立しない行為として国際平和および安全に重大な影響を及ぼし得るという<sup>(157)</sup>。もっとも、前述したようにこれまでこの見解が国家によって支持されたことはない。

## 2) 武力行使の意図

2条4項の武力行使について意図が必要かについては、学説上の争いがある<sup>(158)</sup>。一方では、不要説がある。例えば、ブラウンリー（Ian Brownlie）は、武力の行使に関する諸文書は侵略の意図（*animus aggressionis*）を要件としていないこと、そしてそれは法の濫用を認めない趣旨であること、危機的状況

---

(155) Nasu (n 16) 158.

(156) Pobjie (n 11) 452.

(157) ただしポブジーはキネティック ASAT によるスペースデブリ発生が「武力行使」に該当するか否かについては、さらなる法的整理と議論が求められるという。

(158) Henderson (n 112) 125, 128.

においてそのような意図を認めることは難しいことなどを理由として、この立場をとる<sup>(159)</sup>。他方で、必要説も有力である。例えばコルテン (Olivier Corten) は、相手国に力行使するという意図は憲章上の武力の行使における基本的な性質だという<sup>(160)</sup>。ルイス (Tom Ruys) は、法執行活動や国境における小競合いなどを、武力行使から区別するために、意図が重要であると指摘している<sup>(161)</sup>。さらにルイスは実践において、意図が認められない場合には、国家はそれを2条4項違反だと扱わないとも指摘している<sup>(162)</sup>。

宇宙空間における力の行使をめぐる議論においては、意図を要件とする見解が妥当である<sup>(163)</sup>。宇宙行動は危険性が高く、意図せずして事故を起こすことも容易に想定される。それらまで禁止された力の行使とするのは不合理と解されるためである。この点、PAROSのOEWGの議長要旨では、脅威をもたらす行為とは「直接的または間接的に他国の管轄下または管理下にある宇宙システムを、妨害、拒否、混乱、劣化、損傷、破壊することを意図した、国による意図的、かつ相手の同意を得ない行為」としている<sup>(164)</sup>。

ただし、意図の立証は困難であるとして、それを外す提案もある。2024年のPAROS政府専門家会合では一部の委員が「意図」要件を外すことを主張し、結果として規律されるべき行為として「Intentional acts / acts」という表現が採用された経緯がある<sup>(165)</sup>。従って、この点についても見解の不一致が残ると言える。

---

(159) Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Clarendon Press 1963) 377. ただし、意図は責任を決定するのにあたり関連する要素であるという。

(160) Corten (n 143) 85.

(161) Ruys (n 135) 172–173, 190–191.

(162) *ibid* 172.

(163) Pobjie (n 10) 446. なお、この問題については Pobjie (n 110) 145–157.

(164) Chairperson of the Open-ended Working Group on Reducing Space Threats Through Norms, Rules and Principles of Responsible Behaviours, Chairperson’s Summary of the Consideration of Issues Contained in Paragraph 5 of General Assembly Resolution A/RES/76/231 (1 September 2023) UN Doc A/AC.294/2023/WP.22, paras 31–34.

(165) United Nations Office for Disarmament Affairs, ‘Group of governmental experts on further practical measures for the prevention of an arms race in outer space (2023)’ (UNODA Meetings, 2023) paras 51, 55–56 <<https://meetings.unoda.org/gge-paros/group-of-governmental-experts-on-further-practical-measures-for-the-prevention-of-an-arms-race-in-outer-space-2023>>.

## 第2項 武力の威嚇

国連憲章2条4項は武力の威嚇(threat)を禁止している。武力の威嚇を行う国と被害国の同定は、前項の分析と共通する。ここで問題になるのは、何をもって威嚇とみなすことができるかである。学説や判例は、とりわけ行為者の武力を行使するという意図を重視している。ウーメラ・マニュアルは「武力による威嚇は能力の存在だけで決まるものではない。不法な武力行使の意図を示す行為が必要であり、その判断には近接性、行動の時期、地政学的緊張といった要素が関わる」と述べている<sup>(166)</sup>。

それから、2007年のガイアナ対スリナム事件において、国連海洋法条約第VII附属書仲裁法廷は、ガイアナからライセンスを受けた民間事業者に対してスリナム海軍が係争水域からの退去を警告したことが軍事活動の威嚇に当たり、国連憲章に違反するとした<sup>(167)</sup>。判決では詳細な理由は述べられていないが、スリナムの強制措置が、国内法を執行するというより、ガイアナが許可を与えた者を当該水域から排除することと評価したからだと考えられる。ただし、この判示部分については批判も多い。

また、ICJは、1996年の核兵器の使用に関する勧告的意見において、想定される武力の行使自体が不法である場合、その使用の意図を示すことと準備が整っていると公言することは(a signalled intention and stated readiness)武力の威嚇に当たりうると述べ、武力の威嚇と行使が密接に結びついた概念であることを示した<sup>(168)</sup>。

他方で、ICJは武力行使がなされるのか曖昧なりスクや不確実な脅威のみでは、威嚇には当たらないとしている<sup>(169)</sup>。1986年のニカラグア軍事活動事件判決においても、ある国の国境付近で他国の軍事行動が実施されたとしても、直ちに威嚇と評価されるわけではないとされた<sup>(170)</sup>。

---

(166) Beard, Stephens and Koplow (n 14) 222–223.

(167) Award in the Arbitration Regarding the Delimitation of the Maritime Boundary between Guyana and Suriname (17 September 2007) XXX RIAA 1, para 445.

(168) *Nuclear Weapons* (n 27) para. 47–48.

(169) Tams (n 124) 346; Corten (n 133) 110.

(170) *Nicaragua* (n 37) para 227.

確かに、目的が明示的に表明されていない行動が、カテゴリカルに武力の威嚇に該当しないわけではない<sup>(171)</sup>。しかし、そのような行動が、行動の性質について判断がつきにくい宇宙空間において、本節で示した基準を満たす状況は想定しづらい。

### 第3項 小括

ここまで検討してきたように、衛星に対する力の行使が国連憲章2条4項の違反を構成する事態は限定的である。衛星攻撃の場合には、烈度と重大性と意図の要件を充足するかが問題となる。しかし、それぞれの要件の意義についての議論は収斂していない。また、冒頭で述べたように関連する国家実行は乏しい。仮に2条4項の要件に該当すると見込まれたとしても、国家がそのような主張をするかは別の問題である。したがって、現時点ではその要件について確定的な基準が示せるわけではなく、今後の実践の蓄積を待つ必要がある。

## 第4節 保安措置に伴う実力の行使

### 第1項 国際法上の正当化根拠の欠如

宇宙関連条約は保安措置をとる根拠について何ら定めを置かない。また、慣習国際法上もそのような根拠は認められない。従って、衛星登録国の同意を得ないで行う保安措置は宇宙条約8条その他、第2節第1項(1)で掲げた諸規則の違反を構成する。

なお、いわゆる法執行に伴って力の行使がなされる場合、すなわち、国家が認められた権限の範囲内で行動している場合には、それは2条4項の武力行使に該当しない。仮に、過剰な強制措置が行われた場合であっても、一般には武力行使禁止規則の違反とは評価されない。ただし、法執行に伴う力と国連憲章2条4項との関係については検討するべき点も多く、カテゴリカルな区別はできない。

---

(171) Henderson (n 101) 44.

## 第2項 安全区域の設定

宇宙物体を保護するためにその周辺に「安全区域」(safety zone)を設け、その区域に入ってきた他の宇宙物体を排除する等の保安措置をとることは許容されるか<sup>(172)</sup>。安全区域の意義は、それが用いられる文脈に応じて様ではないものの、本稿の問題関心からは、宇宙物体の周囲に航行安全区域を設定する場合と、識別や自衛等のための警告区域を設定する場合がとりわけ重要である<sup>(173)</sup>。

結論から述べれば、そのような区域を設けること自体は許容される。宇宙空間においても、自国の衛星や重要資産に接近する物体を早期に検知するために一定の区域を設定することは、技術的合理性の観点からも認められる。しかし、それは設定国に何らかの権利を付与するものではなく、その区域に入ってきた宇宙物体を物理的に排除することは認められない。なお、ウーメラ・マニュアルでは、国家は、その宇宙物体や宇宙空間において、あるいは天体場において、特定の区域を指定することができるとしている<sup>(174)</sup>。ただし、そのような指定は、他の国の国際法上の権利を制約するものであってはならず、指定した国に対して追加的な権利を付与するものではないという<sup>(175)</sup>。

今日に至るまで、国が一方的に強制的に他国衛星を排除するための安全区域の設定を行い、それが公になされた例はないようである<sup>(176)</sup>。他方で、各国が非公式にそのような構想を検討することがある。例えば、冷戦期には、米

---

(172) なお、安全区域は別の呼称がされることもあるが、本稿では区別せずに安全区域の語を用いる。区域 (zones)、立入禁止区域 (keep-out zones)、注意区域 (caution zones)、自衛区域 (self-defense zones) などとも呼ばれる。この問題については Ted Newsome, 'The Legality of Safety and Security Zones in Outer Space: A Look to Other Domains and Past Proposals' (Masters Thesis, McGill University 2017) <<https://scholarship.mcgill.ca/concern/theses/p5547v064>> も参照。

(173) ウーメラ・マニュアルでは、安全航行区域、警告区域の他に、天体における区域、国連憲章7章下の区域、武力紛争中の区域、宇宙遺産跡の保護のための天体上の区域などが例示されている。Beard, Stephens and Koplow (n 14) 159-169.

(174) *ibid* 159 Rule 16.

(175) *ibid* Rule 16.

(176) Beard, Stephens and Koplow, (n14).

国がソ連の ASAT からの自衛の手段として安全区域を宣言する構想があった<sup>(177)</sup>。またその目的や文脈は全く異なるものの、近年では主に民生宇宙活動の安全性を担保する手段として領域の設定がなされている。例えば国際宇宙ステーション（ISS）の運用や<sup>(178)</sup>、アルテミス合意<sup>(179)</sup>などにおいて特定国間において区域設定がなされている。さらに、JAXA の「軌道上サービスミッションに係る安全基準」でも、安全領域の設定基準が示されている<sup>(180)</sup>。しかしこれらはその区域に入ってきた他国衛星の排除を目的とするものではない。いずれにしてもそのような区域は、国際法上の地位を持たず、他国衛星に対する力の行使の根拠となるものではない。

## 第 5 節 結論

本稿では、各国の衛星攻撃能力が向上する一方で、宇宙における力の行使

- 
- (177) 1985 年、米国議会の技術評価局（OTA）は ASAT に対抗するための方策を論じた報告書において、安全区域の設定可能性を肯定している。US Congress, Office of Technology Assessment (OTA), Anti-Satellite Weapons, Countermeasures, and Arms Control (OTA – 1.S – 281) (US Government Printing Office, September 1985) 10 <<https://aerospace.csis.org/wp-content/uploads/2018/09/OTA-Report-on-ASAT-Weapons-and-Countermeasures-1985.pdf>>. OTA の報告書では、標準的な区域として宇宙物体からの距離基準が示されている (ibid., 136)。すなわち、高度 5000km 未満の外国衛星に対しては、100 キロメートルおよび面外方向 3 度の距離を保つこと、高度 5000km 以上の外国衛星からは 500km 離れること（ただし静止軌道高度から 500km 以内の衛星を除く）などである。そして、事前通告をした上で接近する行為は同時に 1 件のみ許可されること、区域に侵入した衛星は、強制的に侵入の継続を阻止されることなどの記載がある。
- (178) ISS 国際宇宙ステーション多国間調整委員会において、ランデブーシステムの相互運用基準が認められた際に、ISS の周囲に一定の区域が設けられた。International Rendezvous System Interoperability Standards (IRSYS) (March 2019), s 3.1.3.2 (Operational Regions and Zones) <[https://internationaldeepspacestandards.com/wp-content/uploads/2024/02/rendezvous\\_final\\_baseline\\_final\\_3-2019.pdf](https://internationaldeepspacestandards.com/wp-content/uploads/2024/02/rendezvous_final_baseline_final_3-2019.pdf)>.
- (179) NASA, Artemis Accords - Principles for a Safe, Peaceful, and Prosperous Future in Space, s 11 (7) (National Aeronautics and Space Administration, 2025) <<https://www.nasa.gov/artemis-accords>>.
- (180) 宇宙航空研究開発機構「軌道上サービスミッションに係る安全基準」（2019 年 12 月 5 日制定）(JERG-2-026) 11 頁。具体的には、接近楕円体（Approach Ellipsoid）と進入禁止範囲（Keep-Out Sphere）について基準が示されている。

について、国際的な規律が十分に整っていないという問題意識を起点として、関連する国際法の規則がどこまで確立しているかを検討した。まず、宇宙空間の物理的な特性や、現行宇宙法の仕組みを踏まえ、既存の武力規制法と宇宙法秩序との間には構造的なギャップがあることを示した。その上で、主要国の政策も参考にしながら、宇宙で武力行使と評価され得る行為を判断する基準——とりわけ、宇宙空間において、国を体现するものは何か——を整理し、必ずしも、地上の武力規制法の基準をそのまま用いるのでは、合理的な帰結が得られない場合があることを指摘した。また、保安措置の一環として行われる実力行使についても検討し、それが基本的には認められないことを指摘した。

現時点では国家実践が少なく、一定の方向性を見出せる段階には至っていないが、今後、各国が自国の国際法上の見解を明らかにしていけば、より具体的な議論が可能になると思われる。なお、力の行使の規律を論じる際には、違法性阻却事由の検討が不可欠である。この点については別稿で検討したい。

[付記] 本稿は科研費（基盤研究 B:24K00207 及び基盤研究 B：23K25454）の成果の一部である。また、本稿の草稿については梅田耕太・地経学研究所研究員より貴重なコメントをいただいた。なお、本稿の内容に関する責任は全て筆者に帰する。本稿に示された見解は筆者個人のものであり、筆者が所属する、あるいは過去に所属していたいかなる組織のものでもない。